

福岡県公報

平成十七年四月一日
第二千三百七十号
増刊 ①

目次

規 則 (第二十七号—第四十一号)

○ 知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (県民情報広報課) ……………三

○ 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (県民情報広報課) ……………三四

○ 福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (企画課) ……………三五

○ 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三六

○ 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三七

○ 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三九

○ 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………四五

○ 福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………六八

○ 福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………六九

○ 福岡県新北九州空港連絡道路建設室等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………六九

○ 福岡県食品取扱条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ……………六九

○ 福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………七〇

○ 福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課) ……………七〇

○ 福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則 (砂防課) ……………七八

○ 薬事法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) ……………八七

○ 福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示 (水産振興課) ……………八七

○ 農業振興地域の区域の変更 (農業振興課) ……………八七

○ 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更 (財政課) ……………八九

○ 知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 (県民情報広報課) ……………八九

○ 福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中化準備室) ……………九二

○ 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………九二

○ 福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課) ……………九三

○ 福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課) ……………一一五

○ 福岡県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課) ……………一一五

○ 福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁生涯学習課) ……………一一五

○ へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課) ……………一一五

○ 福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則 (教育庁教職員課) ……………一一六

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) …… 一一六

○福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) …… 一一八

○福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (教育庁総務課) …… 一一八

○福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定 (教育庁総務課) …… 一一九

○福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) …… 一一九

○福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) …… 一二八

○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) …… 一二九

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正 (地方課) …… 一二九

○福岡県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程 (地方課) …… 一二九

○福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一二九

○福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三〇

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …… 一三〇

○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …… 一三一

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …… 一三一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三二

○福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の給料の調整額の経過措置を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三四

○福岡県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三五

○福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三五

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三六

○最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三七

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三七

○福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三七

○職員団体の登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …… 一三八

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) …… 一三八

○福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 (人事委員会事務局任用課) …… 一三九

○福岡県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 (監査委員事務局総務課) …… 一三九

○福岡県監査委員事務局が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 (監査委員事務局総務課) …… 一三九

規則

- 福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (用地課) ……一四〇
- 福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 (用地課) ……一四〇

労働委員会

- 福岡県労働委員会会議運営規則 (労働委員会事務局調整課) ……一四〇
- 福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規則 (労働委員会事務局調整課) ……一四一
- 福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (労働委員会事務局調整課) ……一四一
- 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則 (労働委員会事務局調整課) ……一四一
- 福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規程等を廃止する告示 (労働委員会事務局調整課) ……一四一

内水面漁場管理委員会

- 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程 (労働委員会事務局調整課) ……一四二
- 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 (水産振興課) ……一四二

筑前海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会

- 海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 (漁政課) ……一四二

企業局

- 福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 (企業局管理課) ……一四三
- 福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程 (企業局管理課) ……一四三

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十七号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成四年福岡県規則第七十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号。以下「条例」という。)第六十九条の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第二条 条例第十条第一項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第一号によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第三条 条例第十三条第一項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第二号)によるものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第四条 条例第十三条第二項(条例第二十二條第五項、条例第二十七條第三項及び条例第三十五條第二項において準用する場合を含む。)の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によつて開示請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

- 一 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二のの様式によるもの)

限る。)その他法令の規定に基づき交付された書類であつて、当該開示請求をしようとする者が個人情報その本人であることを確認するに足りるもの

二 やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するため必要と認められる書類

2 法定代理人が本人に代わつて請求する場合は、戸籍抄本その他その資格を証明する書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならぬ。この場合、法定代理人自身であることを証明するために必要な書類については、前項の規定を準用する。

(個人情報開示決定通知書等)

第五条 条例第十七条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(様式第三号)
- 二 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第四号)
- 2 条例第十七条第二項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書(様式第五号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第六条 条例第十八条第二項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第六号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第七条 条例第十九条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第七号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第八条 条例第二十条第一項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第八号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第九条 知事は、条例第二十一条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人

の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第二十一条第一項及び第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、同条第二項に該当する場合に限る。)とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十六条の規定により開示しようとする理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十一条第一項の規定による通知は、意見照会書(様式第九号)により行うものとする。

4 条例第二十一条第二項の規定による通知は、意見照会書(様式第十号)により行うものとする。

5 条例第二十一条第三項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第十一号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第十条 条例第二十二条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(録音時間百二十分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(録画時間が百二十分でVHS方式のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

三 前二号に該当するものを除くその他の電磁的記録

次に掲げる方式であつて、知事はその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの

閲覧

ロ 当該電磁的記録を日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ハ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

ニ 当該電磁的記録をフロッピーディスク（三・五インチで二HDのものに限る。以下同じ。）、CD-R（六百五十メガバイトのものに限る。以下同じ。）その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

（個人情報の開示）

第十一条 知事は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 個人情報の写しの作成方法は、知事が別に定める。

3 個人情報の写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（個人情報開示の費用）

第十二条 条例第二十三条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

（開示請求及び開示の特例）

第十三条 条例第二十四条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法を定めたときは、その内容を告示するものとする。

（個人情報訂正請求書）

第十四条 条例第二十七条第一項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第十二号）によるものとする。

（開示を受けたことの確認）

第十五条 知事は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

（個人情報訂正決定通知書等）

第十六条 条例第二十九条第一項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書（様式第十三号）により行うものとする。

2 条例第二十九条第二項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書（様式第十四号）により行うものとする。

（訂正決定等期間延長通知書）

第十七条 条例第三十条第二項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書（様式第十五号）により行うものとする。

（訂正決定等期間特例延長通知書）

第十八条 条例第三十一条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十六号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送通知書）

第十九条 条例第三十二条第一項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書（様式第十七号）により行うものとする。

（個人情報訂正実施通知書）

第二十条 条例第三十三条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書（様式第十八号）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第二十一条 条例第三十五条第一項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（様式第十九号）によるものとする。

（準用）

第二十二条 第十五条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第二十三条 条例第三十七条第一項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（様式第二十号）により行うものとする。

2 条例第三十七条第二項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書（様式第二十一号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書（様式第二十二号）により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第二十五条 条例第三十九条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第二十三号)により行うものとする。

(審議会諮問通知書)

第二十六条 条例第四十一条の規定による通知は、審議会諮問通知書(様式第二十四号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第二十七条 条例第六十八条の規定による運用の状況の公表は、福岡県公報に登載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により行われた処分、手続その他の行為(旧規則第十二条及び第十三条の規定による是正の申出に係るものを除く。)は、改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

(是正の申出に係る経過措置)

3 この規則の施行の前日に旧規則第十二条及び第十三条の規定により行われた是正の申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表(第十二条関係)

区 分	交付する写し	金 額
一 文書、図面又は写真	一 複写機により複写したもの(単色刷り)	一枚につき 二十円
	二 複写機により複写したもの(多色刷り)	一枚につき 百円
二 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙一枚につき 二十円

三 録音テープ又は録音ディスク
録音カセットテープに複写したもの
一卷につき
四百円

四 ビデオテープ又はビデオディスク
ビデオカセットテープに複写したもの
一卷につき
四百六十円

一 用紙に出力したもの
用紙一枚につき
二十円

二 フロッピーディスクに複写したもの
一枚につき
八十円

三 C D Rに複写したもの
一枚につき
二百円

四 その他の電磁的記録媒体に複写したもの
当該写しの作成に要する費用に相当する額

当該公文書の性質に応じ作成した写し
当該写しの作成に要する費用に相当する額

六 その他の公文書

備考 一の項、二の項又は五の項一の場合においては、日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。

様式第1号 (第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

固有 出先共通 全庁共通

所管課室所名

登録主務課名

番号	個人情報取扱事務の名称 個人情報取扱事務の目的 個人情報の対象者の類型	個人情報										事務開始年月日 備考
		基本的事項	心身の状況	思想・信条等	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の事項	処理形態	個人情報の 主な収集先	個人情報の目的外 利用・提供の有無	
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社憲制の順なる社憲身 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機処理の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第3項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	年月日
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社憲制の順なる社憲身 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機処理の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第3項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	年月日
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社憲制の順なる社憲身 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機処理の 結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第3項 第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項 第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	年月日

様式第2号（第3条関係）

(表)

個人情報開示請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....

(請求者) 住 所.....

フリガナ.....

氏 名.....

電話番号().....

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求する個人情報の内容 <small>（請求する個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）</small>	
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
法定代理人が開示請求する場合における本人の状況等	状 況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	氏 名
	住 所

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カード等）の提出又は提示が必要です。

3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険の被保険者証 (4) 住民基本台帳カード (5) その他()		
法定代理人資格確認欄	(1) 戸籍抄本 (2) その他()		
備 考			

(裏)

書類の送付先（請求者欄の住所と異なる場合のみ記載）

郵便番号 送付先 電話番号（ ） —
書類の送付先が、請求者欄の住所又は本人確認のための書類に記載された住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類（例えば入院先の病院長の証明等）を提出又は提示してください。
（理由）

郵送により開示請求をする場合

- 1 本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために次に掲げる書類のいずれかを添付することが必要です。（該当部分に○をしてください。その他法令の規定により交付された書類に○をされた場合は、括弧の中に具体的に記入してください。）
 - (1) 法令の規定により交付された書類の写し
 - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・住民基本台帳カード
 - ・その他法令の規定により交付された書類（ ）
 - (2) (1)の書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）
 - （ ）
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

様式第3号（第5条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		
備考			

注1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、ご注意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

様式第4号（第5条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		
備 考			

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを確認するために必要な書類を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

3 条例第22条第4項の規定により、この通知があった日から90日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、ご注意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

様式第5号（第5条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第17条第2項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
開示しない理由	福岡県個人情報保護条例第14条第1項第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号（ ） — 内線（ ）	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第6条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第18条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第7号（第7条関係）

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第19条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第19条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第8号（第8条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであった開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第20条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第9号（第9条関係）

意見照会書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第21条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 ） ----- 名 称 ----- 部・局・所 ----- 課・室 ----- 係 電話番号（ ） ----- 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
(〒)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり
意見を提出します。

<p>開示請求に係る個人情報に 含まれているあなた（貴団 体）に関する情報の内容</p>	
<p>上記のあなた（貴団体）に 関する情報の開示に反対 する意思の有無 (該当する番号を○で 囲んでください。)</p>	<p>1 有 2 無</p>
<p>あなた（貴団体）に関する 情報の開示による支障 (不利益) の具体的内容 (上記で1を選択した 場合に記載してくだ さい。)</p>	

様式第11号（第9条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第21条第3項の規定により通知します。

開示決定した個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

様式第12号（第14条関係）

個人情報訂正請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....

(請求者) 住 所.....

フリガナ.....

氏 名.....

電話番号 ().....

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容		
開示を受けた年月日	年 月 日	
訂正請求の趣旨及び理由		
法定代理人が訂正請求する場合における本人の状況等	状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	氏 名	
	住 所	
備 考		

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
- 2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 3 請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カード等）の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報（部分）開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 6 条例第26条第3項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
- 7 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)住民基本台帳カード (5)その他()		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他()		
備 考			

様式第13号（第16条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第29条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14号（第16条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第29条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第15号（第17条関係）

訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第30条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第16号（第18条関係）

訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第31条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第31条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第17号（第19条関係）

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであった訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第32条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
	電話番号（ ） — 内線（ ）
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第18号（第20条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

提供した個人情報について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第33条の規定により、次のとおり訂正したので通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第19号（第21条関係）

個人情報利用停止請求書

福岡県知事 殿

年 月 日

郵便番号.....

(請求者) 住 所.....

フリガナ.....

氏 名.....

電話番号 () —

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第35条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
開示を受けた年月日		年 月 日	
利用停止請求の趣旨及び理由	適法でないと思料する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 第3条の規定に違反して収集された <input type="checkbox"/> 第5条の規定に違反して利用されている	<input type="checkbox"/> 第5条の規定に違反して提供されている <input type="checkbox"/> 第6条の規定に違反して提供されている
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	理 由		
法定代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等		状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
		氏 名	
		住 所	
備 考			

- 注 1 □については、該当する□にレ印を付けてください。
- 2 請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であること）を確認するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カード等）の提出又は提示が必要です。
- 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 4 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報（部分）開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 5 条例第34条第3項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から90日を経過するとできなくなります。
- 6 本件請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を上記備考欄に記載してください。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	部・局・所	課・室	係
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)住民基本台帳カード (5)その他()		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ()		
備 考			

様式第20号（第23条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第37条第1項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第21号（第23条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第37条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第22号（第24条関係）

利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第23号（第25条関係）

利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第39条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第39条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

様式第24号（第26条関係）

審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第 条の規定に基づく
 決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第40条の規定により福岡県
 個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第41条の規定により通知します。

不服申立てに係る個人情報の内容	
不服申立てに係る 決定等の内容	
不服申立ての内容	(1) 不服申立年月日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）
備考	

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十八号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成四年福岡県規則第七十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下「条例」という。）第六十九条の規定に基づき、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（指導方針）

第二条 条例第四十六条第二項に規定する指導方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 個人情報の収集に関する事項
 - 二 個人情報の利用及び提供に関する事項
 - 三 個人情報の適正な管理に関する事項
 - 四 自己情報の開示等に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いのために必要な事項
- 2 前項の指導方針は、福岡県公報への掲載その他の方法により公表するものとする。

（調査及び勧告）

第三条 事業者に対して、条例第四十八条の規定により説明若しくは資料の提出を求めるときは、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事項を記載した書面により行うものとする。

（事実の公表）

第四条 条例第五十条第一項の規定による公表は、福岡県公報への掲載その他の方法に

より行うものとする。

（意見陳述の方法）

第五条 知事は、条例第五十条第二項の規定による意見陳述を求めるに当たっては、特に口頭で行うこととしたときを除き、陳述書を提出させるものとする。

（意見陳述の通知等）

第六条 条例第五十条第二項の規定により事業者に意見陳述の機会を与えるときは、次に掲げる事項を記載した書面で通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容及びその理由
- 二 陳述書の提出先及び提出期限
- 三 主張を立証するための証拠書類又は証拠物が提出できる旨
- 四 陳述書が提出されない場合の処理

2 知事は、前項の規定により通知を受けた事業者又はその代理人（以下「陳述当事者」という。）がやむを得ない理由により陳述書の提出期限の延長を申し出た場合は、提出期限を延長することができる。

3 知事は、陳述当事者が正当な理由がなく提出期限に陳述書を提出しないときは、相当の期間を定めて陳述書の提出を求め、当該期間内に陳述当事者が陳述書を提出しないときは、意見陳述を拒否したものと取り扱う。

4 前三項の規定は、口頭により意見陳述を求める場合に準用する。

（口頭による意見の陳述等）

第七条 知事は、必要があると認めるときは、陳述当事者その他関係人に対し、口頭による意見の陳述又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により意見の陳述又は説明を求めるときは、知事は、当該陳述当事者その他関係人に対し、その理由、陳述又は説明の日時及び場所を記載した書面で通知するものとする。

（指導等を行う場合の留意事項）

第八条 知事は、事業者に対して、条例第四十六条第一項の規定による指導若しくは助言、条例第四十八条の規定による説明若しくは資料の提出の要求、条例第四十九条の規定による勧告又は条例第五十条第一項の規定による事実の公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げないように留意し

なければならぬ。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の規定により行われた手続その他の行為は、改正後の事業者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の規定により行われた手続その他の行為とみなす。

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十九号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表四の項中「（養護老人ホーム）にあつては、寮母」を削り、同表一四の項中「（一・二）」を削り、同表一八の項中「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて」（昭和六十三年九月十六日老福第二十七号・社更第百八十七号厚生省大臣官房老人保健福祉部長及び社会局長通知）を「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和六十三年二月十二日社庶第三十号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長通知）の記二の五に改め、同表二一の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表二七の項中「国立療養所又は国立高度専門医療センター」を「国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に、「特殊法人心身障害者福祉協会の運営する「国立コロニーのぞみの園」」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施

設」に改める。

別表第二の一〇の項中「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」（平成十二年厚生省令第五十四号）を「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」（平成十五年厚生労働省令第二十一号）に、「生活指導員」を「生活支援員」に改め、同表一一の項及び一三の項中「生活指導員」を「生活支援員」に改め、同表一八の項中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同表二〇の項中「婦人保護施設設置要綱について」（昭和三十八年三月十九日厚生省発社第三十六号厚生事務次官通知）を「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成十四年厚生労働省令第四十九号）に改め、同表二二の項中「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」（平成二年厚生省令第五十七号）を「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」（平成十五年厚生労働省令第二十二号）に、「生活指導員」を「指導員」に改め、同表二三の項中「（平成二年厚生省令第五十七号）」を削り、「生活指導員」を「生活支援員」に改め、同表二五の項中「（第四十六号）」に規定する生活指導員を「第四十六号」に規定する生活相談員に、「主任生活指導員又は生活指導員」を「主任生活相談員又は生活相談員」に改め、同表二七の項中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」に規定する介護老人保健施設において、「を」を「介護保険法に規定する介護保険施設において、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）に規定する生活相談員及び介護支援専門員並びに「支援相談員」の下に「及び介護支援専門員並びに指定介護療養型医療施設において、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）に規定する介護支援専門員」を加え、同表二九の項中「第二条第九号」を「第二条第十三号」に改め、同項中「地域福祉権利擁護事業の実施について」（平成十二年六月七日社援第千三百五十五号）を「地域福祉推進事業の実施について」（平成十三年八月十日社援第千三百九十一号）に基づく地域福祉権利擁護事業実施要領に改め、同項又中「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」（平成四年七月二十七日健医発第九百二二号）を「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成十四年三月二十七日障発第〇三二七〇〇五号）に改め、同項ミ中「アからママで」を「アからミまで」に改め、同ミを同項ムとし、同項マ中「（平成六年六月二十三

日社援地第七十四号厚生省社会・援護局長通知)」を削り、同マを同項ミとし、同項ホを同項マとし、同項ヘ中「高齢者生活福祉センター運営事業を行っている高齢者生活福祉センター」を「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業を行っている生活支援ハウス」に改め、同ヘを同項ホとし、同項フの次に次のように加える。

へ 介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所において、介護支援専門員及び当該事業所の長が行う業務

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の一八の項の規定は、平成十五年四月一日以降福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年福岡県条例第二十九号)第三条に規定する貸与契約を締結する者から適用する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「古賀市」を「古賀市 福津市」に、「宗像郡 糸島郡」を「糸島郡」に改め、「浜玉町及び」及び「下毛郡(耶馬溪町、本耶馬溪町及び三光村に限る。)」を削り、「朝倉郡 浮羽郡」を「うきは市 朝倉郡」に改め、「鹿本郡(鹿北町に限る。)」を削る。

別表第四教育職給料表(一)の職務の級及び県立大学の学長の欄中「一級の三号給以下」及び「一級の四号給以上」を削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に改める。

別表第五教育職給料表(一)の職務の級及び県立大学の学長の欄中「一級」を削り、「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に、「四級」を「三級」に、「五級」を「四級」に改める。

付則に次の五項を加える。

- 4 別表第一の規定は、平成十七年一月十五日から平成十七年三月三十一日までの間、同表特定地域の欄中「山鹿市」とあるのは「山鹿市のうち旧菊鹿町(平成十七年一月十四日における鹿本郡菊鹿町の区域をいう。)、旧鹿本町(平成十七年一月十四日における鹿本郡鹿本町の区域をいう。)」及び旧植木町(平成十七年一月十四日における鹿本郡植木町の区域をいう。)を除く区域」と読み替えて適用する。

- 5 別表第一の規定は、平成十七年二月十三日から平成十七年三月三十一日までの間、同表特定地域の欄中「下関市」とあるのは「下関市のうち旧豊浦郡(平成十七年二月十二日における豊浦郡の区域をいう。)を除く区域」と読み替えて適用する。

- 6 別表第一の規定は、平成十七年三月一日から平成十七年三月三十一日までの間、同表特定地域の欄中「中津市」とあるのは「中津市のうち旧山国町(平成十七年二月十八日における下毛郡山国町の区域をいう。)を除く区域」と読み替えて適用する。

- 7 別表第一の規定は、平成十七年三月二十二日から平成十七年三月三十一日までの間、同表特定地域の欄中「日田市」とあるのは「日田市のうち旧日田郡(平成十七年三月二十一日における日田郡の区域をいう。)を除く区域」と読み替えて適用する。

- 8 別表第一の規定は、平成十七年三月三十一日に限り、同表特定地域の欄中「宇佐市」とあるのは「宇佐市のうち旧宇佐郡(平成十七年三月三十日における宇佐郡の区域をいう。)を除く区域」と読み替えて適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出發する旅行及び施行日前に出發し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日以後に出發する旅行及び同日以前に出發し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。
- 一 改正後の規則付則第四項 平成十七年一月十五日

- 二 改正後の規則付則第五項 平成十七年二月十三日
- 三 改正後の規則付則第六項 平成十七年三月一日
- 四 改正後の規則付則第七項 平成十七年三月二十二日
- 五 改正後の規則付則第八項 平成十七年三月三十一日

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十一号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の

一部を次のように改正する。
別表一の一の項を次のように改める。

<p>一 特例条例別表一三の項口に規定する薬事法（昭和三十五年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「施行令」という。）、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「施行規則」という。）及び法の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 法第十条に規定する薬局の廃止、休止若しくは再開又は薬局の管理者等の変更の届出に係る書類（法第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第十四条の八第三項に規定する医薬品製造販売の承認取得者承継の届出に係る書類（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売又は授与する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売承認に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第十四条の九第一項に規定する医薬品の製造販売の届出に係る書類（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第十四条の九第二項に規定する医薬品の製造販売の届出の変更に係る書類（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第十九条第一項に規定する医薬品製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は総括製造販売責任者等の変更の届出に係る書類（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）</p>
--	--

- ヘ 法第十九条第二項に規定する医薬品製造業の廃止、休止若しくは再開又は医薬品製造管理者等の変更の届出に係る書類（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- ト 法第二十八条第二項に規定する薬種商販売業試験の出願に係る書類
- チ 法第三十二条に規定する医薬品の配置販売に従事しようとする区域等の届出に係る書類
- リ 法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器を業として販売し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列しようとする者の届出に係る書類
- ヌ 施行令第二条に規定する取扱処分せん数の届出に係る書類
- ル 施行令第五条第二項に規定する医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付の申請書（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- ヲ 施行令第六条第二項に規定する医薬品等の製造販売業の許可証の再交付の申請書（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- ワ 施行令第六条第四項の規定により返納する医薬品等の製造販売業の許可証（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- カ 施行令第七条第一項の規定により返納する医薬品等の製造販売業の許可証（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- コ 施行令第十二条第二項に規定する医薬品等の製造業の許可証の書換え交付の申請書（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- ク 施行令第十三条第二項に規定する医薬品等の製造業の許可証の再交付の申請書（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- ケ 施行令第十三条第四項の規定により返納する医薬品等の製造業の許可証（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- コ 施行令第十四条第一項の規定により返納する医薬品等の製造業の許可証（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- セ 施行令第四十五条第二項に規定する薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付の申請書
- ネ 施行令第四十六条第二項に規定する薬局開設、医薬品の販

- ナ 売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可の再交付の申請書
- ナ 施行令第四十六条第三項の規定により返納する薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証
- ラ 施行令第四十七条の規定により返納する薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証
- ム 施行規則第一条第一項に規定する薬局開設許可申請書
- ウ 施行規則第六条に規定する薬局開設の許可の更新の申請書（施行規則第四十一条及び第五十三条において準用する場合を含む。）
- ハ 施行規則第十九条第一項に規定する医薬品製造販売業の許可の申請書（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- ノ 施行規則第二十三条第一項に規定する医薬品製造販売業の許可の更新の申請書（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）
- オ 施行規則第二十五条第一項に規定する医薬品製造業の許可の申請書（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- ク 施行規則第三十条第一項に規定する医薬品製造業の許可の更新の申請書（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）
- ヤ 施行規則第三十八条第一項に規定する医薬品の製造販売の承認の申請書（薬局製造販売医薬品の製造販売承認に係るものに限る。）
- マ 施行規則第三十八条第一項に規定する卸売一般販売業許可申請書
- ケ 施行規則第四十二条第一項に規定する医薬品の販売先等変更許可申請書
- フ 施行規則第四十四条第二項に規定する販売先等の変更の届書
- コ 施行規則第四十六条第一項に規定する薬種商販売業の許可の申請書
- エ 施行規則第四十九条第一項に規定する配置販売業の許可の申請書
- テ 施行規則第五十七条第一項に規定する配置従事者身分証明書交付申請書

別表二四の項を次のように改める。

<p>二四 特例条例別表二八の項に規定する栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この項において「施行令」という。）及び栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号。以下この項において「施行規則」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p>	<p>ア 施行規則第五十九条に規定する配置販売業取扱品目変更又は追加申請書</p> <p>サ 施行規則第六十条第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請書</p> <p>キ 薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号。以下この項において「施行細則」という。）第八条の承認整理届（薬局製造販売医薬品の製造販売承認に係るものに限る。）</p> <p>ユ 施行規則第十条に規定する配置従事者の身分証明書書換え交付申請書</p> <p>メ 施行規則第十一条に規定する身分証明書再交付申請書</p> <p>ミ 施行規則第十二条に規定する身分証明書返納届書</p>
<p>イ 施行令第一条第一項に規定する栄養士の免許の申請書</p> <p>ロ 施行令第一条第二項に規定する管理栄養士の免許の申請書</p> <p>ハ 施行令第三条第二項に規定する栄養士名簿の訂正の申請書</p> <p>ニ 施行令第三条第四項に規定する管理栄養士名簿の訂正の申請書</p> <p>ホ 施行令第五条第一項に規定する栄養士免許証の書換え交付の申請書</p> <p>ヘ 施行令第五条第二項に規定する管理栄養士免許証の書換え交付の申請書</p> <p>ト 施行令第六条第一項に規定する栄養士免許証の再交付の申請書</p> <p>チ 施行令第六条第二項に規定する管理栄養士免許証の再交付の申請書</p> <p>リ 施行令第六条第五項の規定により返納する栄養士又は管理栄養士免許証</p> <p>又 施行令第八条第一項及び第三項の規定により返納する栄養士免許証</p> <p>ル 施行令第八条第二項及び第四項の規定により返納する管理栄養士免許証</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十二号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号二中「規程第十四条第三項」を「規程第十四条第二項」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）第十二条の二十七及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）第六条の規定に基づき、出先機関の長及び所属職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること。

第十一条第二十一号中「扶養家族」を「（職員証を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条の二第四号二中「規程第十四条第三項」を「規程第十四条第二項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十二条の二十七及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条の規定に基づき、分場等の長及び所属職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること。

第十一条の二第十一号中「扶養家族」を「（職員証を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項第十三号中「第二百四十三条第四項」を「第二百四十三条第五項」に改め、同条第二項第一号中「福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）」を「初任給調整規則」を削り、同号中イ及びロを削り、同号ハ中「通勤手当の月額」を「通勤手当の額」に改め、同ハを同号イとし、同号ニを同号ロとし、同号中ホ及びヘを削る。

第十八条第一号中「（精神病院を含む。）」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

（アジア文化交流センター所長委任事項）

第十九条の二 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県立アジア文化交流センターの使用料に関する事務

イ 福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県条例第十二号。以下この号中「条例」という。）第三条第二項の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ロ 条例第四条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

第二十條第二項第二号中「又は会計の状況」を「若しくは会計の状況」に改め、同項に次の三号を加える。

四 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

五 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

六 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得

税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第三項中第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 登録免許税法の施行に関する事務
この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第三項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関する事務
この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第三項に次の一号を加える。

五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務
イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第四項中「第一号ハ及びニ」を「第一号ハ」に改め、同項第一号ニを削り、同号ホ中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改め、「報告を求め、」の下に「又は」を加え、「又はその施設」を「若しくはその施設」に改め、同ホを同号ニとし、同号中へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同項第三号中

「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事務

「三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）を

）の施行に関する事務
この号中母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）を「施行規則」という。

改め、同号イ中「この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。」を削り、同号に次のように加える。

ロ 施行規則第六条の五の規定に基づき、常用雇用転換奨励給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ハ 施行規則第六条の九の規定に基づき、自立支援教育訓練給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ニ 施行規則第六条の十一の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ホ 施行規則第六条の十四第一項の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。

ヘ 施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めること。

ト 施行規則第六条の十五の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。

チ 大牟田市の区域におけるイからトまでの事務については、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第四項中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関する事務
この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第四項に次の二号を加える。

五 登録免許税法の施行に関する事務
この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所長の長が行うものとする。

六 福岡県条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第五項中「第一号イ及びロ」を「第一号イ」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハ中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改め、「報告を求め、」の下に「又は」を加え、「又はその施設」を「若しくはその施設」に改め、同ハを同号ロとし、同項第二号中

「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務」を

「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）を「施行令」という。

改め、同号ト中「身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）」を「施行令」に、「特例条例」を「福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号。以下「特例条例」という。）」に改め、同項第三号中「施行令第五十九条の二第二号」の下に「及び第五十九条の三の二第一項第一号」を加え、同項第四号に次のように加える。

ラ 法第五十条の二の四第一項の規定に基づき、精神障害者社会復帰施設の長に対し、報告を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

ム 法第五十条の三の三第一項の規定に基づき、精神障害者居宅生活支援事業（精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業に限る。次号において同じ。）を行う者に対し、報告を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、

若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

第二十条第五項中第七号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所長の長が行うものとする。

第二十条第五項中第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第五項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 社会福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人（精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業のみを営む法人に限る。）からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は所属職員に業務及び財産の状況を検査させること。

第二十条第五項に次の一号を加える。

十一 福岡県条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第六項第二号ロ中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同号又中「ツベルクリン反応検査」を削り、同項第六号を削り、同条第七項第三

号口中「定格出力の管電圧が十キロボルト以上の診療用エックス線装置」を「施行規則で定める事項（病床数及び病床の種類ごとの病床数を除く。）」に改め、同号中ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをラとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第七条第三項の規定に基づき、診療所の療養病床に係る施行規則で定める事項（病床数を除く。）の変更を許可すること。

第二十条第八項第三号中「福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号。以下「特例条例」という。）を「特例条例」に改め、同項第八号イ中「第五条」を「第五条第一項及び第三項」に、「営業者」を「クリーニング所の開設者」に、「設備」を「構造設備」に改め、同号へ中「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加え、同号へを同号トとし、同号ホ中「第三条」の下に「第三条の二第二項」を加え、同号へを同号トとし、同号ホ中「第三条」とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第五条第二項及び第三項の規定に基づき、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをする営業者から営業方法、従事者数その他必要な事項の届出並びに届出事項の変更届及び廃止届を受領すること。

第二十条第九項第四号イ中「及び同法第四十条」を「並びに第四十条第一項及び第二項」に改め、同号チ中「第二十九条の六」を「第四百四十四条」に改め、同チを同号フとし、同号ト中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に、「又は医薬品の販売業（配置販売業を除く。）」を「、医薬品の販売業（配置販売業を除く。）又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同トを同号ルとし、同号へ中「第一条の四の第五項及び第一条の四の五第二項」を「第十三条第五項及び第十四条第二項」に、「施行令第十五条の四第一項第一号に規定する薬局製造医薬品」を「医薬品等」に改め、「受けること」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）」を加え、同へを同号ヌとし、同ヌの前に次のように加える。

リ 施行令第六条第五項及び第七条第二項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業の許可証の返納を受けること（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）。

る。）。

第二十条第九項第四号ホ中「第一条の二」を「第二条」に改め、同ホを同号チとし、同号中ニをトとし、同号ハ中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同ハを同号ヘとし、同号ロ中「第十九条」を「第十九条第二項」に、「薬局医薬品製造所」を「医薬品等の製造所」に改め、「受領すること」の下に「（薬局製造販売医薬品の製造業に係るものに限る。）」を加え、同ロを同号ホとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 法第十四条の九第一項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の届出を受領すること（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）。

ハ 法第十四条の九第二項の規定に基づき、医薬品等の製造販売の届出の変更に係る届出を受領すること（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）。

ニ 法第十九条第一項の規定に基づき、医薬品等の製造販売業の休業等の届出を受領すること（薬局製造販売医薬品の製造販売業に係るものに限る。）。

第二十条第十項第三号及び第四号を削り、同項第二号イ中「又は会計の状況」を「若しくは会計の状況」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三条の規定に基づき、市町村が行旅病人又はその同伴者を救護したとき、当該行旅病人又はその同伴者を引き受けること。

ロ 法第十条の規定に基づき、市町村から行旅死亡人の住所又は居所及び氏名について通知を受けること。

ハ 法第十三条第一項の規定に基づき、行旅死亡人取扱費用の弁償をすること。

二 児童福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
 イ 法第四十六条第一項の規定に基づき、施設の整備及び運営の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に対し必要な報告を求め、又は所属職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

第二十条第十項に次の三号を加える。

五 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設

又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

六 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条

第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

七 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。この場合において、大牟田市の区域における当該事務は、山門保健福祉環境事務所の長が行うものとする。

第二十条第十五項第一号中「チをリ」とし、「トをチ」とし、「ヘをト」とし、「ホをヘ」とし、「ニの次に次のように加える。

ホ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定に基づき、専用水道の業務委託届を受領すること。

第二十四条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第一号チ、リ及びレ」を「第一号ト、チ及びタ」に改め、同条第一号中「ニを削り、ホをニ」とし、「ヘをホ」とし、「トをヘ」とし、「チをト」とし、「リをチ」とし、同号ヌ中「保護受託者」を削り、同ヌを同号リとし、同号中「ルをヌ」とし、「ヲをル」とし、「ワをヲ」とし、「カをワ」とし、「ヨをカ」とし、「タをヨ」とし、「レをタ」とし、「ソをレ」とし、同号ツ中「又は保護受託者」を削り、同ツを同号ソとし、同号中「ネをツ」とし、「ナをネ」とし、「ラをナ」とし、「ムをラ」とする。

第二十六条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第二十六条の二第一号中「昭和二十五年法律第二百二十三号。」を削る。

第二十七条第一号中「（昭和二十五年政令第七十八号）」を削る。

第二十九条第二号ホ中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改める。

第三十条中「（精神病院を含む。以下同じ。）」を削り、同条第一号ハ中「身元保証人の身元保証書」を「保証人の保証書」に改め、同条第三号中「福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）」を「初任給調整規則」を削り、同号イ及びロを削り、同号ハ中「通勤手当の月額」を「通勤手当の額」に改め、同ハを同号イとし、同号中「ニをロ」とし、「ホ及びヘを削る。

第三十九条第二号中「リをヌ」とし、「チをリ」とし、「トをチ」とし、「ヘをト」とし、「ホをヘ」とし、「ニをホ」とし、ハの次に次のように加える。

ニ 規則第四条第一項ただし書の規定に基づき、同項第二号に掲げる書類の添付の省略を認めること。

第四十条第三項第三号中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）」に改める。

第五十条第一項第二号中「福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例」を「福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例」に、同号イ中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第五十六条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第六十五条第一号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例」を「福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例」に改め、同号イ中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同号ロ中「改良普及員」を「普及指導員」に改める。

第六十六条第二号中「福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例」を「福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例」に、同号イ中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、同条第三号中「林業普及事業」を「林業普及指導事業」に改める。

第六十六条の二第二号中「福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例」を「福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例」に、同号イ中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、「漁業」を「水産業」に改める。

第六十六条の三第二号中「農林漁業改良普及員手当」を「農林漁業普及指導手当」に

、「漁業」を「水産業」に改める。

第七十条第三項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同条第八項第一号ワ中「第十四条」を「第十四条第一項ただし書及び第二項」に改め、「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為について許可を受けた者に対して、」を削り、「の義務を免除し」を「を不適当と認め」に改め、同ワを同号タとし、同号ヲ中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為について」を削り、「又はその条件を変更する」を「その条件を変更し、又は工事の中止等を命ずる」に改め、同ヲを同号ヨとし、同号ル中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為について許可を受けた者の地位の承継の届出」を「地位を承継した旨の届」に改め、同ルを同号カとし、同号又中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為についての」を削り、同又を同号ワとし、同号リ中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為についてなされた許可の」を削り、同リを同号ヲとし、同号チ中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為についてなされた許可に係る」を削り、同チを同号トとし、同号ト中「条例第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為についてなされた許可に係る事項の変更の許可をする」を「許可事項の変更を行う」に改め、同トを同号又とし、同号ハ中「第三号第一項第三号から第七号までに掲げる行為について」を「条例第二号又は条例第三号に規定する行為及びその行為の変更（砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものを除く。）を」に、「ワまでに」を「タまでに」に改め、同ハを同号リとし、同号ホ中「同項第三号から第七号まで」を「同項各号」に改め、「行為」の下に「（砂防指定地の解除及び砂防設備の公用廃止等を伴うものを除く。）」を加え、同ホを同号チとし、同チの前に次のように加える。

ト 条例第二号の規定に基づき、砂防設備の占用を許可すること。

第七十条第八項第一号中ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第二十九条の規定に基づき、許可を取り消し、行為の中止、その他必要な措置を命ずること。

ハ 法第三十条の規定に基づき、事実の更正等を行うことを命ずること。

第七十条第八項第二号二中「に定める行為で土砂の採取に係るものについて」を「の規定に基づき、同項各号に掲げる行為の」に改め、同号チ中「（本庁に進達）」を削り

、同号チを同号ルとし、同号ト中「同項第四号に定める土砂の採取又は集積」を「同項各号に掲げる行為」に改め、同トを同号又とし、同号中へをリとし、ホをチとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第二十条第二項の規定に基づき、国又は地方公共団体が法第十八条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき協議を受けること（法第四十五条において準用する場合を含む。以下トまでにおいて同じ。）。

へ 法第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、許可の取り消し、行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずること。

ト 法第二十一条第五項の規定に基づき、原因者に補償の負担をさせること。

第七十条第八項第三号チ中「（本庁に進達）」を削り、同チを同号ヲとし、同号ト中「（本庁に進達）」を削り、同トを同号ルとし、同号ハ中「（本庁に進達）」を削り、同ハを同号又とし、同号ホ中「（本庁に進達）」を削り、同ホを同号リとし、同号中ニをチとし、チの前に次のように加える。

ホ 法第七条第四項の規定に基づき、国又は地方公共団体から制限行為についての協議を受けること。

へ 法第八条第一項の規定に基づき、許可の取り消し、行為の中止、その他必要な措置を命ずること。

ト 法第八条第二項の規定に基づき、原因者に補償の負担をさせること。

第七十条第八項第三号ハ中「第七条第一項第四号から第七号まで」を「第七条第一項各号」に改め、同ハを同号ニとし、同号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第三条第一項の規定に基づき、市町村長の意見を聞くこと。

第七十条第九項第三号二中「工事施行」を「工事の施工」に、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同号中ノをフとし、キをケとし、ウをマとし、ムをヤとし、ラをクとし、ナをオとし、ネをノとし、ツをキとし、ソをウとし、レをムとし、タをナとし、ナの次に次のように加える。

ラ 法第九十三条の二の規定に基づき、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類を閲覧させること。

第七十条第九項第三号中ヨをネとし、カをツとし、同号ワ中「第八十五条第四項」を

「第八十五条第五項」に改め、同ワを同号ヨとし、同ヨの次に次のように加える。

タ 法第八十六条の八第四項の規定に基づき、同条第一項の規定を受けた全体計画（法第八十六条の八第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に係る工事の状況について報告を求めること。

レ 法第九十条の二第二項及び同条第二項において準用する法第九十条第二項の規定に基づき、建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付し、相当の猶予期限を付けて、建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずること。

ソ 法第九十条の三の規定に基づき、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出を受領すること（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）。

第七十条第九項第三号中ヲをカとし、ルをワとし、同号又中「第十条第一項及び同条第二項」を「第十条第三項及び同条第四項」に、「相当の期限」を「相当の猶予期限」に改め、同又を同号ヲとし、同号リ中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同リを同号ルとし、同号チ中「工事施行」を「工事の施工」に、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同チを同号ヌとし、同号ト中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同トを同号リとし、同号ヘ中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同ヘを同号トとし、同トの次に次のように加える。

チ 法第九号第八項の規定に基づき、同条第七項の命令を受けた者から、公開による意見の聴取を行うことの請求を受領すること。

第七十条第九項第三号ホ中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 法第九号第三項の規定に基づき、同条第二項の通知書の交付を受けた者から、公開による意見の聴取を行うことの請求を受領すること。

第七十条第十項第二号イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同号中ホを削り、ヘをホとし、レをネとし、タをツとし、ヨをソとし、カをレとし、ワをタとし、ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、トをヌとし、ホの次

に次のように加える。

ヘ 法第二十七条第一項の規定に基づき、同項各号の一に該当する者に対して、許可を取り消し、許可の効力を停止し、許可の条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の物件若しくは施設の改築等、都市公園の原状回復を命ずること（イ及びロの許可に係るものに限る。）。

ト 法第二十七条第二項の規定に基づき、同項各号の一に該当する場合において、許可を受けた者に対し処分をし、又は必要な措置を命ずること（イ及びロの許可に係るものに限る。）。

チ 法第二十七条第三項の規定に基づき、必要な措置を命ぜられるべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。

リ 法第二十七条第四項及び第六項から第九項までの規定に基づき、除却した工作物等を保管し、売却し、又は廃棄し、売却した代金を売却に要した費用に充て、及び除却等に要した費用の負担を求めること。

第七十五条第一号ル中「費用」の下に「及び第二号から第四号までに掲げる費用のうち共用部分に係る費用」を加える。

別表第七号備考の欄を次のように改める。

財務規則第二十四条第五項に規定する場合を除く。

別表第九号備考の欄を次のように改める。

財務規則第二百三十四条第十号に規定する物品の購入を除く。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十三号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則
福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「連絡事務所」を「東京事務所」に、
「第四款 消防学校(第七十五条―第七十七款 削除

「第四款 消防学校(第七十五条―第七十七款)を「第五款 アジア文化交流センター(第七十八条―第八十条)」に、「第

十三款 精神病院(第二百一十一条―第二百三十三款)を「第十三款 削除」に、

「第二款 計量検定所(第四百一十一条―第四百三十三款)を

第三款 削除

「第二款 計量検定所(第四百一十一条―第四百三十三款)

第三款 大阪事務所(第四百四十四款―第四百四十七款)に、「地域農業改良普及セン

ター」を「普及指導センター」に改める。

「第二条第四号中「第五百五十八条第六項」を「第五百五十八条第一項」に、「分課」を「

内部組織」に、「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、「及び
大学」の下に「並びに福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第
十二号)の規定により設置された福岡県立アジア文化交流センター」を、「設置された
病院」の下に「(精神病院を除く。)」を加える。

「第七条第二項第一号の表税務課の項中「間税係」を「間税係 軽油引取税広域調査係
」に改め、同表中

Table with 2 columns: 鈹害課 (鉍害課), 鈹害調整係 (鉍害調整係), 家屋係 (家屋係)

改め、同表消防防災安全課の項の次に次のように加える。

Table with 1 column: 総務事務センター

第七条第二項第二号の表中

Table with 2 columns: 空港 計画課, 空港計画係

Table with 2 columns: 空港 計画課, 空港計画係

同項第四号の表環境保全課の項中「水質係」を「水質係 土壌係」に改め、同項第六号
の表企業立地課の項中「企業誘致係 立地計画係」を「立地計画係 企業誘致係」に改
め、同項第七号の表農業技術課の項中「植物防疫係」を「食の安全係」に改め、同項第
八号の表林政課の項中「予算係 林道係」を「予算係」に、「企画調整係」を「企画振
興係」に、「振興係」を「技術管理係」に改め、同表緑化推進課の項中「県営林係」を
「県営林係 林道係」に改め、同項第十号の表都市計画課の項中「区画整理係」を「市
街地整備係」に改める。
第八条第十六項中「県政情報監を」の下に「、総務部総務事務センターに健康管理監
を」を加え、同条第十七項中「に農業専門技術員を、水産林務部水産振興課に水産業専
門技術員」を「及び水産林務部水産振興課に専門技術指導員」に改める。
第十二条第十九号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に關
する法律」に改める。

第十四条第十八号中「連絡事務所」を「東京事務所」に改める。
第十五条第二号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、
ハの次に次のように加える。

ニ 所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の規定に基づく所得譲与税に關す
ること。

第十五条第四号イ中「、狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改め、同

条第五号イ中「及び軽油引取税」を「軽油引取税（軽油引取税広域調査係において所掌するものを除く。）及び産業廃棄物税」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税広域調査係

イ 県税に関する事務のうち、軽油引取税の犯則取締りに関する事務であつて県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者に係る調査及び広域のかつ緊急に処理することを要する事務で福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）で定めるものに係る調査に関する事。

第十九条を次のように改める。

（鉍害課の所掌事務）

第十九条 第七条第二項に規定する総務部鉍害課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 石炭鉍業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
- 二 鉍業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定に基づく鉍業権の設定に係る協議に関する事。
- 三 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十四号）の施行に関する事。
- 四 鉍害対策に関する事務の総合調整に関する事。
- 五 庶務に関する事。
- 六 財務会計に関する事。

（総務事務センターの所掌事務）

第二十条の二の四 第七条第二項に規定する総務部総務事務センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務会計事務に係る企画及び調整に関する事。
- 二 庶務事務の電算処理に関する事。
- 三 職員証の交付に関する事。
- 四 給与等の支給に関する事。
- 五 人事給与事務の電算処理に関する事。
- 六 職員の諸手当の認定及び随時確認に関する事務のうち、他課及び出先機関に属し

ないこと。

七 旅費の支給に関する事務のうち、他課及び出先機関に属しないこと。

八 職員の福利厚生に関する企画及び調査に関する事。

九 職員住宅に関する事。

十 職員の福利事業に関する事。

十一 職員の元氣回復に関する事。

十二 職員の安全衛生管理に関する事。

十三 職員であつた者の恩給及び退職年金に関する事。

十四 職員の公務災害補償に関する事。

十五 その他職員の福利厚生に関する事。

十六 物品の取得、賃貸借、管理及び処分に関する事務のうち、他課及び出先機関に属しないこと。

十七 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定に基づく所得税の源泉徴収金並びに地方税法の規定に基づく道府県民税及び市町村民税の特別徴収金の払込みに関する事。

十八 会計事務の指導に関する事。

十九 県費の支払に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十 物品の出納及び保管に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十一 債権者登録事務の総括に関する事。

二十二 納入の通知に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十三 資金前渡に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二十四 財務会計事務の電算処理に関する事。

二十五 県費の支出負担行為の確認及び支出の審査に関する事。

二十六 基金に属する現金並びに公有財産又は基金に属する有価証券の出納の審査に関する事。

二十七 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の審査に関する事。

二十八 福岡県庁信用組合との連絡調整に関する事。

二十九 庶務会計事務相談に関する事。

三十 庶務に関する事。

三十一 財務会計に関すること。

三十二 福岡県職員健康管理センターに関すること。

三十三 財団法人福岡県職員互助会に関すること。

三十四 地方職員共済組合福岡県支部に関すること。

三十五 地方公務員災害補償基金福岡県支部に関すること。

第二十条の八第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農任組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行に関すること。

第二十条の八第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 福岡県地域総合整備貸付金の貸付けに関すること。

第二十条の八第二項中「前項第十二号、第十三号」を「前項第十四号」に改め、同条第三号中「第八号及び第十四号」を「第七号、第九号及び第十三号」に改める。

第二十条の九第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。

第二十条の二十第二項を削る。

第二十一条第一項第四号中「策定」を「実施」に改める。

第二十九条第三号二中「製造業及び輸入販売業の許可、品目の変更等の許可又は承認の承認、製造管理及び品質管理基準の適合性の調査」に改める。

第三十条第一項第四号中「策定」を「実施」に改める。

第三十一条の八第四号中ニを削り、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）の施行に関すること。

第三十一条の九第三号ト中「土壌の汚染及び」を削り、同号中チを削り、リをチとし、同号又中「土壌の汚染及び」を削り、同又を同号リとし、同号ル中「土壌の汚染及び」を削り、同ルを同号又とし、同号ヲ中「土壌の汚染及び」を削り、同ヲを同号ルとし、同号ワを同号ヲとする。

第三十一条の九に次の一号を加える。

四 土壌係

イ ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する事務のうち、土壌の汚染に関すること。

ロ 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関すること。

ハ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の施行に関する事務のうち、土壌の汚染に関すること。

ニ 福岡県環境保全に関する条例の施行に関する事務のうち、生活環境の保全に係る土壌の汚染の技術に関すること。

ホ 公害のうち、土壌の汚染に係る調査、測定及び苦情の処理に関すること。

第三十一条の十二第一項中第三十八号を第四十一号とし、第二十五号から第三十七号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六 著作権思想の普及に関すること。

二十七 文化団体に関すること。

第三十一条の十二第一項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 芸術文化の振興に関すること。

第三十一条の十二第二項中「第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十三号、第三十七号及び第三十八号」を「第三十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号、第四十号及び第四十一号」に改め、同条第三項中「第一項第二十九号及び第三十二号」を「第一項第三十二号及び第三十五号」に改め、同条第五項中「第二十五号及び第二十六号」を「第二十八号及び第二十九号」に改める。

第三十一条の十六第二号ハ中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同条第三号中チを削り、リをチとし、又をリとし、ルを又とし、同条第四号ロ中「地域雇用開発等促進法」を「地域雇用開発促進法」に改め、「関係する」の下に「事務のうち、他課に属しない」を加える。

第三十一条の十八第二号ロを削り、同号ハ中「地域雇用開発等促進法」を「地域雇用開発促進法」に改め、同ハを同号ロとする。

第三十二条第一号へ中「及び計量検定所」を「計量検定所及び大阪事務所」に改め

る。

第三十二条の三第三号ロ中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）」に改める。

第三十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号に次のように加える。

ニ 庶務に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

第三十五条に次の一号を加える。

二 企業誘致係

イ 企業誘致の総合企画、連絡、調整及び推進に関すること。

ロ 導入企業の育成に関すること。

第三十七条の二第一号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第三十九条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第二号ロ中「種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）」を「種苗法（平成十年法律第八十三号）」に改め、同条第五号中ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の施行に関する事務のうち、畳表に関すること。

第四十条第一号ハ中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同条第二号ハ中「福岡県改良普及員資格試験条例（平成四年福岡県条例第四十号）の施行」を「農業改良助長法の規定に基づく普及指導員資格試験」に改め、同条第六号中「植物防疫係」を「食の安全係」に改め、同号に次のように加える。

ホ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第四十一条第四号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、又をリとする。

第四十四条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホ及びヘを削り、トをニとし、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「企画調整係」を「企画振興係」に改め、同号ハ中「林業改良普及事業」を「林業普及指導事業」

に改め、同号に次のように加える。

ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の施行に関すること。

ヘ 林業の構造改善に関すること。

第四十四条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に改め、同号ヘ中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 技術管理係

イ 水産林務部に係る工事の検査及び指導に関すること。

ロ 水産林務部に係る工事の技術事項の基準等に関すること。

第四十四条第七号を削る。

第四十五条の二第一号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同条に次の一号を加える。

五 林道係

イ 林道に関すること。

第四十五条の四第一号又中「水産業改良普及員の資格試験及び任用資格並びに」を「水産業普及指導員の任用資格及び」に改める。

第五十三条第一号中ホをトとし、ニをヘとし、ハをホとし、ロをニとし、ニの前に次のように加える。

ハ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の規定に基づくダムの維持管理に関すること（技術に関するものを除く。）。

第五十三条第一号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。

第五十三条第二号ロ中（昭和三十九年法律第六十七号）を削り、同条第四号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

ロ 特定多目的ダム法及び河川法の規定に基づくダムの維持管理のうち、技術に関

すること。

第五十三条第五号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第五十七条第二号ロ中「及び土地区画整理事業」を削り、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 景観法（平成十六年法律第百十号）の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第五十七条第三号中イを削り、ロをイとし、ハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同号に次のように加える。

ニ 景観法の施行に関する事務のうち、広域的な土地利用に関すること。

第五十七条第四号中「区画整理係」を「市街地整備係」に改め、ハをへとし、同号ロ中「基づく」の下に「都市計画及び」を、「土地区画整理事業」の下に「及び市街地再開発事業」を加え、同ロを同号ハとし、同ハの次に次のように加える。

ニ 都市再開発法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

ホ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

第五十七条第四号イの次に次のように加える。

ロ 流通業務市街地の整備に関する法律の施行に関する事務のうち、技術に関すること。

第五十七条第五号に次のように加える。

へ 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十六年福岡県条例第二十一号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

第五十七条第六号に次のように加える。

ホ 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の施行に関する事務のうち、中間市、小都市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡及び京都郡の区域に係るものに関すること。

第五十九条第二号ホ中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改める。

第六十二条第四号を削る。

第六十四条第二項の表福岡県恩給退職年金審査会の項中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改める。

第六十五条第一項第一号の表中福岡県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

福岡県国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること。

総務部
消防防災安全課

第六十五条第一項第一号の表中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同項第二号の表福岡県情報公開審査会の項及び福岡県個人情報保護協議会の項を次のように改める。

福岡県情報公開審査会

福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）第七条第一項第一号ニの規定により実施機関が基準を定めるに当たつて、意見を述べ、同条例第十九条の規定による諮問に応じて答申し、同条例第二十二条第二項の規定により意見を求められた苦情申出について意見を述べ、並びに情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

総務部
県民情報広報課

福岡県個人情報保護協議会

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づき意見を求められたものについて意見を述べ、同条例第四十条の規定による諮問に応じて答申し、並びに個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議し、並びに住民基本台帳法第三十条の九第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。

総務部
県民情報広報課

第六十五条第一項第二号の表福岡県公務災害等補償認定委員会及び福岡県公務災害等補償審査会の項中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改め、同表福岡県大規模小売店舗審議会の項中「福岡県大規模小売店舗審議会」を「福岡県大規模小売店舗立地審議会」に、「第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項、その他商業調整に関する事項を」を「大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する重要事項について」に改める。

第四章第一節第二款の款名を次のように改める。

第二款 東京事務所

第六十九条第一項中「福岡県外に連絡事務所」を「東京事務所」に改め、同条第二項中「連絡事務所」を「東京事務所」に改め、同項の表福岡県大阪事務所の項を削る。

第七十条第一項中「及び副所長」を「副所長及び企画監」に改め、同条第二項を削る。

第七十一条第二項を削る。

第七十二条の表を次のように改める。

名称	内部組織	位置	管轄区域
福岡県博多県 税事務所	課税第一課 総務係 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 課税第二課 事業税第一係 事業税第二係 事業税第三係 課税第三課 間税第一係 間税第二係 間税第三係 収税第一課 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第二課 自動車税係 収納係	福岡市博多区博 多駅東一丁目十 七番一号	福岡市博多区 同市 南区
	課税第一課 総務係 事業税係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係	福岡市東区箱崎	

福岡県東福岡 県税事務所	課税第一課 収税第一係 収税第二係 収税第一係 収税第二係 収税第三課 自動車税第一係 自動車税第二係 収納係	一丁目十八番一 号（収税第三課 証紙自動車税係 にあつては、同 市東区千早三丁 目一〇番四〇 号）	福岡市東区 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡
福岡県西福岡 県税事務所	課税第一課 総務係 事業税第一係 事業税第二係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 収税第一課 収税第一係 収税第二係 収税第二課 収税第一係 収税第二係 収税第三課 自動車税第一係 自動車税第二係 収納係	福岡市中央区赤 坂一丁目八番八 号	福岡市中央区 同市 西区 同市城南区 同市早良区 前原市 糸島郡
福岡県筑紫県 税事務所	課税課 総務事業税係 不動産取得税係 収税第一課 収税第一係 収税第二係 収税第二課 自動車税係 収納係	大野城市白木原 三丁目五番二五 号	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡

福岡県飯塚・	福岡県田川県 税事務所	福岡県北九州 西県税事務所	福岡県北九州 東県税事務所
課税第一課 総務係 事業税係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 間税係	総務課 収税課	課税第一課 総務係 事業税係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 間税係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 自動車税係 自動車税係 自動車税係 自動車税係 自動車税係 自動車税係	課税第一課 総務係 事業税係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 自動車税係 自動車税係 証紙自動車税係 証紙自動車税係
飯塚市新立岩八番一号(収税第二課証紙自動車	田川市大字伊田字松原通り三二九二番地の二	北九州市八幡東区平野二丁目一三番二号	北九州市小倉北区城内七番八号(収税第二課証紙自動車税係にあつては、同市小倉南区沼南町三丁目二〇番一号)
直方市 飯塚市 山	田川市 田川郡	北九州市若松区同市戸畑区同市八幡東区同市八幡西区同市中間市 遠賀郡	北九州市門司区同市小倉北区 同市小倉南区

福岡県行橋県 税事務所	福岡県筑後県 税事務所	福岡県大牟田 県税事務所	福岡県久留米 県税事務所	直方県税事務所
総務課 収税課	総務課 収税課	総務課 収税課	課税第一課 総務係 事業税係 課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 課税第三課 不動産取得税係 間税係 収税第一課 収税第二係 収税第三係 自動車税第一係 自動車税第二係 証紙自動車税係 証紙自動車税係 自動車税係	収税第一課 収税第一係 収税第二係 自動車税係 証紙自動車税係 収納係
行橋市中央一丁目二番一号	筑後市大字山の井七六六番地の二	大牟田市小浜町二四番地一	久留米市合川町一六四二番地の二(収税第二課証紙自動車税係にあつては、同市上津町字中尾山二二〇三番の三〇一)	税係にあつては、嘉穂郡庄内町大字仁保字立石二三番四四)
行橋市 豊前市 京都 築上郡	八女市 筑後市 大川市 八女郡 三潴郡	大牟田市 柳川市 山門郡 三池郡	久留米市 甘木市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡	田市 鞍手郡 嘉穂郡

第七十三条第一項中「及び副所長を、同所」を一を、福岡県博多県税事務所、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所、福岡県筑紫県税事務所、福岡県北九州東県税事務所、福岡県北九州西県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所及び福岡県久留米県税事務所に副所長を、県税事務所」に改める。

第七十四条を次のように改める。

(所掌事務)

第七十四条 福岡県博多県税事務所の各課又は各係ことの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

- (1) 税理士法の規定に基づく税理士の登録申請に係る報告に関する事。
- (2) 庶務に関する事。
- (3) 財務会計に関する事。
- (4) 他課及び他係に属しない事務の処理に関する事。

ロ 不動産取得税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関する事。

ハ 不動産取得税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締り(不動産取得税第一係において所掌するものを除く。)に関する事。

二 課税第二課

イ 事業税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

ロ 事業税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、個人事業税の賦課及び犯則取締り(事業税第一係において所掌するものを除く。)に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に関するものを除く。)の賦課及び犯則取締り(事業税第一係において所掌するものを除く。)に関する事。

ハ 事業税第三係

- (1) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて分割支店法人に係るものに関する事。

三 課税第三課

イ 間税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、ゴルフ場利用税の賦課及び犯則取締りに関する事。

ロ 間税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- (5) 県税に関する事務のうち、県たばこ税の賦課及び犯則取締りに関する事。

ハ 間税第三係

- (1) 県税に関する事務のうち、軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事(間税第一係において所掌するものを除く。)

四 収税第一課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務(個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式

等譲渡所得割、地方消費税、自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関すること。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所において所掌する特殊滞納整理（以下この条において「県税事務所特殊滞納整理」という。）に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

(4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。

(5) 納税貯蓄組合法の規定に基づく納税貯蓄組合に関する事。

ロ 収税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

ハ 収税第三係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

五 収税第二課

イ 自動車税係

(1) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）。

(3) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事。

ロ 収納係

(1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。

2 福岡県東福岡県税事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

(1) 前項第一号イに規定する事務

ロ 事業税係

(1) 県税に関する事務のうち、個人県民税（県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割を除く。）及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締り（分割支店法人に係るものを除く。）に関する事。

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

(1) 前項第一号ロに規定する事務

ロ 不動産取得税第二係

(1) 前項第一号ハに規定する事務

三 収税第一課

イ 収税第一係

(1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

- (4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事
 (5) 前項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事
 (2) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事

四 収税第二課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事
 (2) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事
 (3) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事

ロ 収税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一課収税第一係、同課収税第二係、収税第二課収税第一係、収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）

五 収税第三課

イ 自動車税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の

賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事

- (2) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関する事
 (3) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係及び収税第二課収税第一係において所掌するものを除く。）

- (4) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関する事

ロ 自動車税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締り（自動車税第一係において所掌するものを除く。）に関する事
 (2) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事（自動車税第一係において所掌するものを除く。）

ハ 証紙自動車税係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課及び犯則取締り並びに徴収（滞納処分後のものに係るものを除く。）に関する事
 (2) 県税に関する事務のうち、自動車税に係る納税証明書（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十二条第一項の規定に基づく継続検査に要するものに限る。以下本条において同じ。）の交付及び自動車税の収納に関する事

ニ 収納係

- (1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関する事

3 福岡県西福岡県税事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 事業税第一係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ハ 事業税第二係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

(2) 県税に関する事務のうち、県民税利子割の賦課及び犯則取締りに関すること。

(3) 県税に関する事務のうち、個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

ロ 不動産取得税第二係

(1) 第一項第一号ハに規定する事務

三 収税第一課

イ 収税第一係

(1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関すること。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

(4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。

(5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

四 収税第二課

イ 収税第一係

(1) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

ロ 収税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一課収税第一係、同課収税第二係、収税第二課収税第一係、収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

五 収税第三課

イ 自動車税第一係

(1) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係及び収税第二課収税第一係において所掌するものを除く。）。

(4) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であつて所長

の指定する登録番号に係るものに関する事。

ロ 自動車税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締り（自動車税第一係において所掌するものを除く。）に関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。

ハ 収納係

(1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及びひき当りに関する事。

4 福岡県筑紫県税務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税課

イ 総務事業係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

(2) 第二項第一号ロに規定する事務

ロ 不動産取得税係

(1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事。

(2) 第二項第一号ロ(3)に規定する事務

二 収税第一課

イ 収税第一係

(1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式会社等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に

関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

(4) 県税に関する事務のうち、徴収の囑託に関する事。

(5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

三 収税第二課

イ 自動車税係

(1) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）

(3) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事。

ロ 収納係

(1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及びひき当りに関する事。

5 福岡県北九州東県税務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 事業係

(1) 第二項第一号ロに規定する事務

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

ロ 不動産取得税第二係

- (1) 第一項第一号ハに規定する事務

三 収税第一課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式会社等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関すること。
- (2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。

- (3) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- (4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関すること。
- (5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

- (1) 第二項第四号イ(2)に規定する事務
- (2) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 収税第三係

- (1) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

四 収税第二課

イ 自動車税係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

- (2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関すること（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）。

- (3) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関すること。

ロ 証紙自動車税係

- (1) 第二項第五号ハに規定する事務

ハ 収納係

- (1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

6 福岡県北九州西県税事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

- (1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 事業税係

- (1) 第二項第一号ロに規定する事務

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- (1) 第一項第一号ロに規定する事務

ロ 不動産取得税第二係

- (1) 第一項第一号ハに規定する事務

ハ 間税係

- (1) 第一項第三号イ(2)に規定する事務

- (2) 第一項第三号イ(3)に規定する事務

- (3) 県税に関する事務のうち、軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。

三 収税第一課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県

民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画にすること。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事務。

(3) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。

(4) 県税に関する事務のうち、徴収の囑託に関する事務。

(5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事務。

(2) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。

ハ 収税第三係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

四 収税第二課

イ 自動車税係

(1) 県税に関する事務のうち、自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。

(2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）。

(3) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務。

ロ 収納係

(1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び

充当に関する事務。

7 福岡県田川県税事務所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 第一項第一号イに規定する事務

ロ 県税に関する事務のうち、申告書及び申請書の受付に関する事務（個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税、狩猟税及び産業廃棄物税に関するものに限る。）。

ハ 県税に関する事務のうち、収納及び督促状兼引受書の発付に関する事務。

二 収税課

イ 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るもの並びに福岡県飯塚・直方県税事務所収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事務。

ロ 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務。

ハ 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務。

ニ 県税に関する事務のうち、徴収の囑託に関する事務。

ホ 第一項第四号イ(5)に規定する事務

8 福岡県飯塚・直方県税事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 事業税係

(1) 第二項第一号ロに規定する事務

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- (1) 第一項第一号ロに規定する事務
- ロ 不動産取得税第二係
- (1) 第一項第一号ハに規定する事務

ハ 間税係

- (1) 第一項第三号イ(2)に規定する事務
- (2) 第一項第三号ニ(3)に規定する事務
- (3) 前項第二号ハ(3)に規定する事務

三 収税第一課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式会社等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税及び産業廃棄物税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。
- (4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。
- (5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するものを除く。）であつて滞納処分後のものに関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）。

四 収税第二課

イ 自動車税係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）。
- (3) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事。

ロ 証紙自動車税係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課及び犯則取締り並びに徴収（滞納処分後のものに係るものを除く。）に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関する事。

ハ 収納係

- (1) 県税に関する事務のうち、収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。

9 福岡県久留米県税事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 課税第一課

イ 総務係

- (1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 事業税係

- (1) 第二項第一号ロに規定する事務

二 課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- (1) 第一項第一号ロ(1)及び(2)に規定する事務

ロ 不動産取得税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

三 課税第三課

イ 不動産取得税係

- (1) 県税に関する事務のうち、不動産取得税の賦課及び犯則取締り（課税第二課不動産取得税第一係及び同課不動産取得税第二係において所掌するものを除く。）に関する事。

ロ 間税係

- (2) 第一項第一号ロ(3)に規定する事務
- (1) 第一項第三号イ(2)に規定する事務
- (2) 第一項第三号イ(3)に規定する事務
- (3) 第六項第二号ハ(3)に規定する事務

四 収税第一課

イ 収税第一係

- (1) 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税及び産業廃棄物税に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事務（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

- (4) 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。

- (5) 第一項第四号イ(5)に規定する事務

ロ 収税第二係

- (1) 前項第三号ロ(1)に規定する事務
- (2) 県税に関する事務のうち、徴収（自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税に係るものを除く。）及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関する

もの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

五 収税第二課

イ 自動車税第一係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関する事。
- (3) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事（収税第一課収税第一係において所掌するものを除く。）。
- (4) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関する事。

ロ 自動車税第二係

- (1) 県税に関する事務のうち、自動車税（証紙により徴収するものを除く。）の賦課及び犯則取締り（自動車税第一係において所掌するものを除く。）に関する事。
- (2) 県税に関する事務のうち、滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）の徴収及び滞納処分に関する事（自動車税第一係において所掌するものを除く。）。

ハ 証紙自動車税係

- (1) 前項第四号ロに規定する事務

ニ 収納係

- (1) 前項第四号ハに規定する事務

10 福岡県大牟田県税事務所及び福岡県筑後県税事務所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

- イ 第一項第一号イに規定する事務

ロ 第七項第一号ロ及びハに規定する事務
 二 収税課

イ 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式会社等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るもの並びに福岡県久留米県税事務所収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。

ロ 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事。

ハ 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するものを除く。）。

ニ 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。

ホ 第一項第四号イ(5)に規定する事務

11 福岡県行橋県税事務所の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 第一項第一号イに規定する事務

ロ 第七項第一号イ及びロに規定する事務

二 収税課

イ 県税に関する事務（分割支店法人に係る法人県民税及び法人事業税並びに県民税利子割、県民税配当割、県民税株式会社等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税及び証紙により徴収する自動車税に係るもの並びに福岡県北九州東県税事務所収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。以下この項において同じ。）のうち、滞納整理の企画に関する事。

ロ 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関する事。

ハ 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事（特殊滞納整理に関するものを除く。）。

ニ 県税に関する事務のうち、徴収の嘱託に関する事。

ホ 第一項第四号イ(5)に規定する事務

12 前十一項に定めるもののほか、次の表の上覧に掲げる県税事務所にあつては、第七十二条第一項の規定にかかわらず、当該中欄に掲げる区域について、当該下欄に掲げる事務を所掌する。

福岡県博多県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所及び福岡県筑紫県税事務所の管轄区域	第七十四条第一項第三号イ(3)、(4)及びロに規定する事務並びに同項第四号及び同項第五号ロに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものに関する事。
福岡県北九州東県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県行橋県税事務所の管轄区域	第七十四条第五項第一号ロ、第二号及び第四号イ(1)に規定する事務並びに第四号イ(3)及びハに規定する事務であつて滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）に係るものに関する事。
福岡県北九州西県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県北九州東県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の管轄区域	第七十四条第六項第二号ハ(2)及び(3)に規定する事務並びに同項第三号及び同項第四号ロに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものに関する事。
福岡県飯塚・直方県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県田川県税事務所の管轄区域	第七十四条第八項第一号ロ、第二号イ、ロ、ハ(2)及び(3)に規定する事務並びに同項第三号及び同項第四号ハに規定する事務であつてゴルフ場利用税、軽油引取税及び滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）に係るものに関する事。
福岡県久留米県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県大牟田県税事務所及び福岡県筑後県税事務所の管轄区域	第七十四条第九項第一号ロ、第二号、第三号イ、ロ(2)及び(3)に規定する事務並びに同項第四号及び同項第五号ニに規定する事務であつてゴルフ場利用税、軽油引取税及び滞納報告後一年以内の自動車税（当該自動車税以外に滞納がないものに限る。）に係るものに関する事。

第四章第一節第五款の款名を次のように改める。

第五款 アジア文化交流センター

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

(名称、内部組織及び位置)

第七十八条 福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号)の規定により設置されたアジア文化交流センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位 置
福岡県立アジア文化交流センター	広報課 展示課 交流課	太宰府市石坂四丁目七番二号

(役付職員)

第七十九条 アジア文化交流センターに所長及び副所長を、同センターの各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十条 アジア文化交流センターの各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 広報課

イ 利用促進、広報に関すること。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 展示課

イ 展示に関すること。

ロ 展示資料等の収集・保存に関すること。

ハ 調査研究に関すること。

ニ 情報に関すること。

三 交流課

イ 交流に関すること。

ロ 地域との連携に関すること。

ハ 教育普及に関すること。

第八十七条第一項の表福岡県宗像保健福祉環境事務所の項中「保護課」を削り、同表福岡県糸島保健福祉環境事務所の項中「大字浦志二一六一」を「浦志二丁目三番一号」に改め、同表福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の項中

「保護第一課」 「保護第一課」

保護第一係 を

保護第二係」

保護第一係 保護第二係
保護第三係」

「保護第三課」

中「保護第三係」を削り、

「保護第一係 保護第二係
保護第三係」

「保護第五課」

保護第一係 を

保護第二係」

保護第一係 保護第二係
保護第三係」

「保護第五課」

項中 総務係 を

企画指導係」

総務係 企画指導係
保護係」

番地」を「一六四二番地の一」に改め、同条第二項の表福岡県糸島保健所の項中「大字浦志二一六一」を「浦志二丁目三番一号」に改め、同表福岡県久留米保健所の項中「石丸一六四二番地」を「一六四二番地の一」に改める。

第八十八条第四項中「福岡県宗像保健福祉環境事務所、福岡県久留米保健福祉環境事務所」を「福岡県朝倉保健福祉環境事務所」に改める。

第八十九条第一項第七号中ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、ハをキとし、ムをウとし、ラの次に次のように加える。

ム 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。

第八十九条第二項第七号イ中「同号ム」を「同号ウ」に改め、同号に次のように加える。

ロ 自然公園法の施行に関すること。

第八十九条第三項中「福岡県朝倉保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所」を削り、同項第一号イ(1)中「第一項第一号イ

」を「第一項第一号イ(2)及び(3)」に改め、同号イに次のように加える。

(2) 生活保護法の施行に関する事務のうち返還金、徴収金に関すること。

第八十九条第三項第五号を削り、同項第六号イ中「福岡県宗像保健福祉環境事務所にあつては、同号ム」を「同号ウ」に改め、同号に次のように加える。

ロ 前項第七号ロに規定する事務

第八十九条第三項中第六号を第五号とし、同条中第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第五項、第六項」を「第六項、第七項」に改め、同項の表中

嘉徳郡の穂波町及び庄内町
嘉徳郡の稲築町及び筑穂町
嘉徳郡の桂川町、碓井町、嘉穂町及び穎田町
田川郡の川崎町のうち大字田原及び大字池尻並びに方城町
田川郡の川崎町のうち大字川崎及び大字安真木並びに赤村
田川郡の香春町及び糸田町
田川郡の添田町及び大任町
田川郡の金田町及び赤池町
京都郡
築上郡
嘉徳郡の穂波町、庄内町及び穎田町
嘉徳郡の稲築町及び嘉穂町

を

嘉徳郡の桂川町、碓井町及び筑穂町
田川郡の川崎町のうち大字田原及び大字池尻
田川郡の川崎町のうち大字川崎及び大字安真木並びに赤村
田川郡の香春町、糸田町及び方城町のうち大字伊方
田川郡の添田町及び大任町
田川郡の金田町、赤池町及び方城町のうち大字弁城
京都郡並びに築城郡の築城町のうち大字松丸、大字伝法寺、大字本庄、大字櫛原及び大字寒田
築上郡の椎田町、吉富町、築城町のうち大字赤幡、大字小山田、大字上香楽、大字上深野、大字上別府、大字袈裟丸、大字下香楽、大字下深野、大字下別府、大字築城、大字東築城、大字広末、大字船迫、大字安武及び大字弓の師、新吉富村並びに大平村

に改め、同項を同条第十一

項とし、同条中第九項を第十項とし、同条第八項第七号ロ中「第六項第十一号ロ」を「第七項第十一号ハ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

第八十九条中第八項を第九項とし、同条第七項第一号に次のように加える。

ハ 保護係

(1) 第一項第五号に規定する事務

第八十九条第七項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号に次のように加える。

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

第八十九条第七項中第八号を第七号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項第五号ハを削り、同項第七号に次のように加える。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

第八十九条第六項第九号に次のように加える。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

第八十九条第六項第十一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

第八十九条第六項を第七項とし、同条第五項第五号に次のように加える。

ハ 保護第三係

(1) 第一項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事。

第八十九条第五項を第六項とし、同条第四項第五号に次のように加える。

ロ 第二項第七号ロに規定する事務

第八十九条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 福岡県朝倉保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所の各課又は各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務企画課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 企画指導係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

二 保健福祉課

イ 高齢者・児童家庭係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 障害者福祉係

(1) 第一項第二号ロに規定する事務

三 健康対策課

イ 第一項第三号に規定する事務

四 衛生課

イ 第一項第四号に規定する事務

五 保護課

イ 第一項第五号に規定する事務

六 環境課

イ 第一項第七号に規定する事務

ロ 第二項第七号ロに規定する事務（福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所を除く。）

第九十五条第三号ロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 地下水及び土壌の汚染等に係る試験、分析測定及び調査研究に関する事。

第九十五条第三号ハ(2)を削る。

第一百一条第一項第二号へ中「及び保護受託者」を削る。

第四章第二節第十三款を次のように改める。

第十三款 削除

第二百一一条から第二百二十三条まで 削除

第二百二十四条の表福岡県立消化器医療センター朝倉病院の項を削り、同表福岡県立柳

川病院の項中「皮膚科泌尿器科」を「皮膚科」に改め、「大字」を削り、同表福岡県

立遠賀病院の項を削る。

第二百二十六条第一項中「福岡県立消化器医療センター朝倉病院」を「福岡県立柳川病院」に改め、同項第八号に次のように加える。

ロ こう門科診療に関する事。

第二百二十六条第一項中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 耳鼻いんこう科

イ 耳鼻いんこう科診療に関する事。

第二百二十六条第一項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 産婦人科

イ 産婦人科診療に関する事。

「道路課
維持係
交通安全係
建設係
開発就労事業係」

を
道路建設課
建設第一係
建設第二係

「用地課
管理係
用地係
災害用地係」

を
道路維持課
維持係
交通安全係

を
道路建設課
国道建設係
県道建設係
開発就労事業係

を
交通安全係
交通安全係
道路建設課
国道建設係

条第九項第六号ハ中「第二項第六号ニ」を「第二項第七号ニ」に改め、同条第十項第三号を次のように改める。

三 道路維持課

イ 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関する事務。

ロ 第一項第三号ロに規定する事務

ハ 第一項第三号ハに規定する事務

ニ 産炭地域開発就労事業暫定就労事業に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二百三十三条第十項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 道路建設課

イ 道路法の規定に基づく国道及び県道の新設、改良及び踏切除却に関する事務。

ロ 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、道路建設に関する事務。

ハ 産炭地域開発就労事業暫定就労事業に関する事務のうち、道路建設に関する事務。

ニ 第一項第五号イに規定する事務

第二百三十三条第十一項第三号を次のように改める。

三 道路維持課

イ 前項第三号に規定する事務

第二百三十三条第十一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 道路建設課

イ 前項第四号イ、ロ及びハに規定する事務

第二百三十三条第十一項第七号ハ中「第二項第六号ニ」を「第二項第七号ニ」に改め、同条第十二項第四号イ中「同号ハ」を「同号ト」に改め、同項第七号ハ中「第二項第六号ニ」を「第二項第七号ニ」に改め、同条第十三項第四号イ、第十四項第四号イ及び第十五項第四号イ中「第一項第四号ハ」を「第一項第四号ト」に改める。
第二百四十条第二項の表福岡県伊良原ダム建設事務所の中
「庶務課

「庶務課」を 用地係 に改める。

調整係

第二百六十条の二の二第二項中「大阪事務所」を「県税事務所の係を有しない課」に改め、「児童相談所の各課」を「児童相談所の係を有しない課」に改め、「精神病院及び」を削り、「計量検定所の各課」の下に「、大阪事務所」を加え、「河川総合開発事務所」の下に「の係を有しない課」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県国民文化祭室設置規則の廃止)

2 福岡県国民文化祭室設置規則(平成十五年福岡県規則第二十八号)は、廃止する。

(福岡県総務事務集中化準備室設置規則の廃止)

3 福岡県総務事務集中化準備室設置規則(平成十六年規則第三十号)は、廃止する。

(議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部改正)

4 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第二十四条中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改める。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十四号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第六号中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に、

「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同表第九号の六中「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改め、同表第二十一号を次のように改める。

21 専門技術指導員

上司の命を受け、専門事項についての調査研究並びに普及指導員又は水産業普及指導員の指導をするとともに、普及指導に関する事務を処理する。

別表の一 本庁の表第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

別表の二 出先機関の表中

6 副所長
7 次長
8 副場長
9 副院長
10 副校長
11 副園長

当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

を

6 副所長
7 次長
8 副場長
9 副院長
10 副校長
11 副園長
11の2 企画監

当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

に

上司の命を受け、当該出先機関の企画、調整等に関する事務を掌理する。

改め、同表第三十五号を次のように改める。

35 専門技術指導員

上司の命を受け、専門事項についての調査研究及び林業普及指導員の指導をするとともに、普及指導に関する事務を処理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十五号

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県国立博物館対策室等の設置に関する規則（平成五年福岡県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 福岡県立アジア文化交流センターに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県新北九州空港連絡道路建設室等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十六号

福岡県新北九州空港連絡道路建設室等の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県新北九州空港連絡道路建設室等の設置に関する規則（平成七年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

「道路建設課

を「工務課」に改める。

橋梁建設課」

第六条第二号中「道路建設課」を「工務課」に改め、同号イ中「（橋梁建設課の所掌

事務を除く。）」を削り、同号ロを削り、同条第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県食品取扱条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十七号

福岡県食品取扱条例施行規則及び食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

（福岡県食品取扱条例施行規則の一部改正）

第一条 福岡県食品取扱条例施行規則（昭和三十三年福岡県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項及び第四条の四第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第一号の裏面中

「注意 この処分に不服がある場合は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。」

「注意 この処分に不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

「行商中必ず携行し」を「移動販売中又は行商中必ず携行し」と改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第二条 食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号及び様式第六号中「~~添付簿の謄本~~」を「~~添付簿謄写用紙~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第三十八号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和五十一年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「~~保護受託者~~」及び「~~及び保護受託者非当~~」を削る。

様式第一号中

「この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。」

「この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。」

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十七年四月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第三十九号

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉法施行細則（昭和二十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条第三項」を「第十三条第四項」に改める。

第十五条の二第二項中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改める。

第十九条中「第二十五条の二」を「第二十五条の八」に改める。

第二十条中「第二十五条の二第三号」を「第二十五条の八第三号」に改める。

第二十一条及び第二十二条第一項中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の八第二号」に改める。

第二十三条の見出し中「里親等」を「里親」に改め、同条第一項中「又は保護受託者」を削り、「県福祉事務所」を「県保健福祉環境事務所」に改め、「（保護受託者）」を削り、同条第二項中「又は保護受託者」を削る。

第二十四条の見出し中「又は保護受託者」を削り、同条中「又は保護受託者」及び「又は保護受託者登録簿（様式第二十二号）」を削る。

第二十五条中「又は保護受託者」及び「又は児童委託者（様式第二十四号）」を削る。

第二十六条の見出し中「又は保護受託者」を削り、同条第一項後段を削り、同条第二項中「保護受託者は、児童の仕事の種類、仕事の場所その他の条件」を「職業指導を行う里親は、職業指導の内容及び職場の環境」に改める。

第二十七条中「但し、里親又は保護受託者」を「ただし、里親」に改める。

第二十八条の見出し中「里親等」を「里親」に改め、同条中「又は保護受託者」を削る。

第三十五条の見出し中「里親等」を「里親」に改める。

第三十七条第八号中「第四十三条」を「第六条の十二」に改める。

様式第十四号及び様式十四号の二中

「なお、本決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、（異議申立先を記入）に異議申立てをすることができません。」

「本決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、（異議申立先を記入）に異議申立てをすることができません。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に（訴えの提起先を記入）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することもできません。」

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

第11条第1項第1号の2第1号の2第1号の2

「本決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、（異議申立先を記入）に異議申立てをすることができません。」

「本決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、（異議申立先を記入）に異議申立てをすることができません。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に（訴えの提起先を記入）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することもできません。」

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

第11条第1項第1号の2第1号の2第1号の2
第11条第1項第1号の2第1号の2第1号の2

様式第21号(その1)(第24条関係)

登録番号		登録年月日		里親種別		里親登録簿									
家庭調査票		経由 児童相談所		年月日調査				経由 保健福祉 環境事務所		年月日調査					
				児童相談所名		調査者氏名				保健福祉環境事務所名		調査者名			
里	住所		本籍				電話番号								
	交通目標		里父				里母								
	氏名														
	生年月日														
	職業														
	履歴														
	健康状態		母乳の有無およびその程度												
	性格														
	宗教														
	児童受託の動機		養育に関する理解程度・熱意等						教育の方針						
親	専門里親の場合の具備要件														
	職業指導里親の場合の状況		職業	事業経験年数	年	ヶ月	職場の名称及び所在地								
			職業指導の内容		重量物取扱いの有無	有・無	危険有害作業の有無	有・無	時間外作業・夜間作業・泊まり込みの有無	有・無					
			職業指導の条件		雇用関係の有無	有・無	作業時間	1日	時間/1週	時間					
里親と同居する者	備考														
	氏名	年齢	性別	続柄	健康状態	性格	職業	履歴	養育に対する理解の程度						
家庭の状況	住居		敷地 坪 一戸建 長屋 建坪延 坪 2階建 平屋 自家 借家 間借 室数 室畳数 枚				社会的信用		家庭内の雰囲気						
	衛生的環境		通風 乾 採光 上水 下水 湿				近隣の評判		学校の状況およびその距離						
	地域的社会的環境		出入する人の傾向												
	家および資産		昨1箇年間の収入支出		資産	田	畑	山	林	宅地	家屋	その他の不動産			
		収入	支出	坪	数	坪	坪	坪	坪	坪	円				
		円	円	時	価	円	円	円	円	円					
委託費		養育期間													
児童相談所長の意見		年月日 氏名 [印]				知事の認定		年月日 氏名 [印]							
申込受付機関の意見		年月日 氏名 [印]													
決定事項	児童氏名		満歳 性別		満歳 性別		委託条件								
	委託年月日		年月日				年月日								
	委託費														
	養育期間														
関係取扱者															
その後の経過摘要															
年月日															

様式第21号 (その2)

里親登録番号		里 親 登 録 簿								
委託児童調査票		経 由 児童相談所	経 由 保健福祉 環境事務所		年 月 日調査					
					調査者氏名	㊟				
児 童 に つ い て の 事 項 査	住 所			保 護 者 お よ び 施 設 の 長	住 所					
	本 籍				氏 名					
	氏 名	満 歳 箇 月			住 所					
	生年月日	年 月 日			氏 名					
	職 業 指 導 里 親 の 場 合	児 童 の 興 味			写 真 貼 付 欄	な け れ ば 貼 ら な く て も よ い				
		希 望 す る 職								
		将 来 の 希 望								
	医 育 歴	生 身 体 発 達 の 状 況						心 理 的 検 査	知 能	C・A M・A I・Q
		精 神 発 達 の 状 況							性 格	
	遺 伝 歴			職 業 の 適 性						
身 体 の 状 況	身 長 体 重 胸 囲 ツベルクリン BCG接種内皮 反 応 の 状 況 体 型 特 色 罹 病 傾 向 疾 病 異 常			其 他 精 神 的 外 傷 の 有 無						
	診 査 者	職 氏 名	年 月 日 調 査	検 査 者				職 氏 名 年 月 日 検 査		
生 活 歴			家 庭							
委 託 費			近 隣							
児 童 相 談 所 長 の 意 見			注 意 お よ び 遵 守 す べ き 事 項							
決 定 事 項	里 親 氏 名									
	住 所									
	委 託 年 月 日									
	委 託 費									
	養 育 期 間									
そ の 後 の 経 過 摘 要										
年 月 日										

様式第22号 削除
 様式第23号 (第25条関係)

里親登録番号						第 年 月 日	
里親住所							
氏名		殿		児童相談所長名		印	
児童委託通知書							
児童氏名 (ふりがな)		性別		経 由 児 童 相 談 所			
				児 童 相 談 所 長			
生年月日		年 月 日		満 歳 箇 月		経 由 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	
住 所				保 健 福 祉 環 境 事 務 所 長			
本 籍				保 健 福 祉 環 境 事 務 所 長			
保護者氏名		児童と の続柄		里親の指導にあ たる児童福祉 司、保護員ま たは児童委員の職 氏名および住所			
興 味							
希 望 する 職 種							
将来の希望							
児 童	健康状態				生 育 歴	身 体 発 達 の 状 況	
	知 能					精 神 発 達 の 状 況	
	性 格						
職業適性							
委託年月日		年 月 日		生 活 歴			
委 託 費							
注意すべき 事 項				遵 守 す べ き 事 項			

様式第24号 削除

様式第二十五号中 「里親
保護受託者」 を「里親」に改め、同様式の注中「里親、保護受託
者の死亡」を「里親の死亡」に改める。
様式第二十六号を次のように改める。

様式第 26 号 (第 26 条関係)

里親登録番号

許可年月日

年 月 日

福岡県知事 殿

里親住所

氏名

㊦

職業指導内容等
承認申請書

経由

児童相談所
保健福祉環境事務所

児童

氏名

性別

生年月日

身長

体重

修了学校名

変更の理由

変更する新たな職業指導内容・職場環境等	従前 場・事業場	名称	変更希望の職場・事業場	名称	習得時間	その他の条件
		所在地		所在地		
児童相談所長 の意見	変更希望	「職業指導」の内容		場	指導担当 員の意見	児童の 希望
		親のもとで 里のもとで その他	場所			
		保健福祉 環境事務 所長の意見				

様式第三十一号中

「この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で知事に不服申立てをすることができます。」

「この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。」

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。

様式第三十六号中

保育実習	<input type="checkbox"/>
を	
保育実習 (H15年度合格者記入)	<input type="checkbox"/>
保育実習理論 (H16年度合格者記入)	<input type="checkbox"/>

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十号

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第二条 法第五条第五項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

(標識の設置)

第三条 法第九条第一項の規定による許可（法第十六条第一項の許可を含む。以下「許可」という。）を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為の期間中、当該行為をする土地の見やすい場所に特定開発行為許可標識（様式第二号）を設置しなければならない。

(特定開発行為変更許可申請書)

第四条 法第十六条第二項に規定する申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第三号）によるものとする。

二 前項の申請書には、省令第七条第二項の計画説明書及び計画図、同条第五項の構造計算書並びに省令第九条第一項の開発区域位置図及び開発区域区域図のうち、変更をしようとする事項に係るものを添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出)

第五条 法第十六条第三項の規定による届出は、軽微変更等届出書（様式第四号）により行うものとする。

(住所等の変更の届出)

第六条 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があつたときは、当該変更の日から十四日以内に、住所等変更届出書（様式第五号）にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第七条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定開発行為に

伴う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る特定開発行為に伴う事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為に伴う事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から三十日以内に特定開発行為地位承継届出書(様式第六号)にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(特定開発行為の開始の届出)

第八条 許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為を開始したときは、遅滞なく、特定開発行為開始届出書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第九条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とし、許可に係る特定開発行為をする土地の区域を管轄する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

← 9センチメートル →

第 号

身 分 証 明 書

（写真貼付）

所 属
職 名
氏 名

6.5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第5条第1項又は第21条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日 年 月 日
 有効期限 年 月 日まで

福 岡 県 知 事 印

備考 写真は、縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルとする。

（裏）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第2号 (第3条関係)

← 70センチメートル →

特定開発行為許可標識	
特定開発行為者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称及び開発区域の面積	
特定予定建築物の用途	
対策工事の概要	
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
対策工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで

50センチメートル

120センチメートル以上



様式第3号（第4条関係）

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 { 法人にあっては、主たる事務所の
氏名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 } 印

下記のとおり特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 開発区域の位置	
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
3 変更事項	
4 変更前の内容	
5 変更後の内容	
6 変更の理由	
7 その他参考となる事項	

様式第4号（第5条関係）

軽微変更等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
 氏名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 } 印

下記のとおり土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項ただし書に該当する変更をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 開発区域の位置	
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
3 変更事項	
4 変更前の内容	
5 変更後の内容	
6 変更の理由	
7 変更年月日	年 月 日
8 その他参考となる事項	

様式第5号（第6条関係）

住所等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
 氏名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 } 印

下記のとおり住所等に変更があつたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

1 開発区域の位置	
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
3 変更事項	
4 変更前の内容	
5 変更後の内容	
6 変更の理由	
7 変更年月日	年 月 日
8 その他参考となる事項	

注 当該変更の事実を証する書類を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

特定開発行為地位承継届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
 氏名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 } 印

下記のとおり特定開発行為の許可を受けた者の地位を継承したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により届け出ます。

記

1 開発区域の位置	
2 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
3 被承継者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
4 承継年月日	年 月 日
5 承継の原因	
6 その他参考となる事項	

注 当該地位の承継を証する書類を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

特定開発行為開始届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる事務所の }
氏名 { 所在地、名称及び代表者の氏名 } 印

特定開発行為を開始したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

記

1 開発区域の位置	
2 許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
3 開始した年月日	
4 備考	

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十一号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改める。

第六条中「第十一条の三第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第七条中「第四十条」を「第五十九条」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「製造」を「製造販売」に改める。

第十一条中「第三十八条」を「第五十七条第二項第一号」に改める。

様式第二号中「第8条第3項ただし書き」を「第7条第3項ただし書き」に改める。

様式第七号中「第40条」を「第159条」に改める。

様式第八号中「製造」を「製造販売」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



福岡県告示第七百三十一号

福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県漁業近代化資金利子補給規程（平成九年十月福岡県告示第七百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金金融通法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県告示第七百三十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和四十八年十月福岡県告示第六十三号）により指定した庄内農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農政部農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

一 農業振興地域名

庄内地域

二 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

福岡県告示第七百三十三号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加
平成十七年四月一日から、全国自治宝くじ事務協議会に静岡市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「さいたま市」の下に、「静岡市」を加える。

附則

この規約は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第四号

本庁

出先機関

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 管理体制（第三条―第七条）

第三章 職員の責務（第八条）

第四章 個人情報の取扱い（第九条―第十六条）

第五章 安全確保上の問題への対応（第十七条・第十八条）

第六章 監査及び点検の実施（第十九条―第二十一条）

第七章 補則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この訓令は、福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下「条例」という。）第四条第二項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この訓令で使用用語は、条例で使用用語の例による。

第二章 管理体制

（総括管理者）

第三条 知事部局に、総括管理者一人を置く。

2 総括管理者は、知事が指定する副知事をもって充てる。

3 総括管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。

二 前号に掲げるもののほか、知事部局における個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（保護管理者）

第四条 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号。以下「組織規則」という。）第七条に規定する課及び室（組織規則第三条第三項の規定により本庁に臨時に設ける課又は室を含む。）並びに組織規則第二条第四号に規定する出先機関（以下課及び室と併せて「所属」という。）に、保護管理者一人を置く。

2 保護管理者は、所属の長とし、所属における個人情報の管理に関する事務を総括する。（保護担当者）

第五条 所属に、保護担当者一人（業務上必要と認められる場合にあつては複数人）を置く。

2 保護担当者は、本庁にあつては庶務を所掌する係の長（係を置かない課又は室にあつては、課又は室の長が指名する者）を、出先機関にあつては当該出先機関の庶務を所掌する課の長（課を置かない出先機関にあつては、出先機関の長が指名する者）をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における個人情報の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第六条 知事部局に、監査責任者一人を置く。

2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。

3 監査責任者は、所属における個人情報の管理の状況について監査する。

（研修）

第七条 総括管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 保護管理者は、所属の職員に対し、個人情報の適切な管理のため、総括管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第三章 職員の責務

（職員の責務）

第八条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第四章 個人情報の取扱い

（接触の制限）

第九条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、当該個人情報に接する権限を有する者を、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該個人情報に接してはならない

3 職員は、第一項に規定された権限を付与された場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報に接してはならない。

（複製等の制限）

第十条 職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- 一 個人情報の複製
- 二 個人情報の送信
- 三 個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

（誤りの訂正等）

第十一条 職員は、個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならない。

（媒体の管理等）

第十二条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第十三条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバ）に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（個人情報の取扱状況の記録）

第十四条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（個人情報の提供）

第十五条 保護管理者は、個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には

、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該提供先における個人情報を取り扱う事務の目的、事務の根拠法令、当該提供先において利用する個人情報の本人の類型及び項目名、利用形態等について確認すること。

二 当該提供先への安全確保の措置を要求し、並びに必要があると認めるときは、実地調査等による当該措置状況を確認し、確認結果を記録し、及び所要の改善要求等を行うこと。

(事務の委託等)

第十六条 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、その他個人情報 の適切な管理のための必要な事項について委託を受ける者と書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持等の義務

二 再委託の制限又は条件に関する事項

三 個人情報 の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

四 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

五 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

3 前二項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であつて、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。

第五章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第十七条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となると思料する事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者

に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第十八条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第六章 監査及び点検の実施

(監査)

第十九条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査(外部監査の委託を含む。)を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(点検)

第二十条 保護管理者は、自ら管理責任を有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第二十一条 個人情報の安全確保の措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第七章 補則

(他の訓令との関係)

第二十二条 他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあつては、この訓令に定めるもののほか、当該訓令の定めるところによる。

(細則)

第二十三条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者又は総括管理者の指示に従い総務部県民情報広報課長が定める。

2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は個人情報の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。

3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに総括管理

者に報告しなければならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第五号

本 庁
出 先 機 関

労働委員会事務局

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程（平成元年四月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

あて先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第二条第一号、第二号及び第五号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第七条（見出しを含む。）及び第八条中「総務事務集中化準備室長」を「総務事務センター課長」に改める。

第十二条第一項の表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第六号

本 庁
出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表連絡事務関係の項を削り、同表中

国立博物館設置 促進事務関係	太宰府市	国立博物館対 策室	国立博物館の設置の促進に 関すること。
企画調整事務関 係	福岡市	企画調整課	九州大学学術研究都市構想 の推進に関すること。

改め、同表公害対策事務関係の項担当事務の欄第六号イ中「及び第四十二条第一項」を削り、同号ロから同号ニまでを削り、同号ホ中「第七十条」を「第四十三条」に、「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号ホを同号ロとし、同欄に次の一号を加える。

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十九条の規定に基づく経過措置に関する事務のうち、次に掲げるもの。

イ 特定フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前のもの。以下「法」という。）第三十三条第一項において準用する第十二条第二項、第十三条第一項及び第十五条第一項並びに第二十九条第二項の規定に基づく申請又は届出を受け付け、本庁へ送付すること。

ロ 法第三十三条第一項において準用する第十二条第二項及び第十三条第二項の規定に基づき交付する通知書を、申請者又は届出者に送付すること。

ハ 法第三十三条において準用する第二十二条第二項の規定に基づく報告を受領し、本庁へ送付すること。

ニ 法第四十二条第一項に規定する指導及び助言を行うこと。

ホ 法第七十条に規定する報告の徴収及び第七十一条第一項に規定する立入検査に

関すること（知事の権限に属するものに限る。）。

別表公害対策事務関係の項の次に次のように加える。

別表公害対策事務関係の項の次に次のように加える。

別表公害対策事務関係の項の次に次のように加える。

別表公害対策事務関係の項の次に次のように加える。

NPO及びボランティア団体支援事務関係	春日市		NPO及びボランティア団体の活動支援に関する事。
		生活文化課	

別表観光振興事務関係の項の次に次のように加える。

産業振興事務及び連絡事務関係	名古屋市	愛知県、岐阜県、三重県及びその近	一 企業等の誘致に関する事。
		大阪事務所	二 県物産の紹介及びあつ旋並びに販路拡張に関する事。
			三 観光に関する事。
			四 求人求職の開拓、連絡及びあつ旋に関する事。
			五 連絡事務に関する事。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県文化財保護条例施行規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条」を「第五十四条」に改める。

第二条を次のように改める。

（指定の同意）

第二条 条例第四条第二項（第二十九条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有者及び権原に基づく占有者の同意を得ようとするときは、文化財指定同意書（様式

第一号）によるものとする。

第三条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第一号」を「第二号」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第一号の二」を「第三号」に改め、同条第三項中「第二号」を「第四号」に改める。

第四条中「第二十九条及び第三十九条」を「第三十二条及び第四十四条」に、「第三号」を「第五号」に改める。

第五条第一項中「第二十九条及び第三十九条」を「第三十二条及び第四十四条」に、「第四号」を「第六号」に改め、同条第二項中「第二十一条」を「第二十五条」に、「起した」を「生じた」に、「第五号」を「第七号」に改め、（ ）を、保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。）は、代表であつた者は保持団体解散届（様式第五号の一）を削る。

第六条中「第二十九条及び第三十九条」を「第三十二条及び第四十四条」に、「第十二条」を「第二十五条」に、「届出」を「保持者が氏名若しくは住所を変更したとき」に、「第六号」を「第八号」に改め、「保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じたときの届出は、保持団体変更届（様式第六号の二）によるものとする。」を削り、同条を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十五条の規定による保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したとき（消滅したときを含む。）は代表であつた者は保持団体解散届（様式第九号）を教育委員会に提出しなければならない。

第十四条及び第十五条を削る。

第十六条第二号中「管理責任者」の下に「若しくは管理団体」を加え、同条第三号中「指定（選定）年月日」の下に「及び管理団体指定年月日」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第四十条第一項に規定する選定保存技術の」を「第四十五条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第十三号」を「第十六号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第三十七条」を「第四十二条」に、「第十二号」を「第十五号」に改め、「史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又

は地積に異動があつたときの」を削り、同条を第十三条とする。

第十一条中「第三十六条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置の」を「第四十一条の規定による」に改め、同条第五号中「囲さく」を「囲い」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十一号」を「第十四号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第十四条第一項及び第三十八条第一項」を「第十七条第一項及び第四十三条第一項」に、「第九号」を「第十二号」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十号」を「第十三号」に改め、同条第三項中「第十四条第二項及び第三十八条第二項」を「第十七条第二項及び第四十三条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第九条（第二十九条）」を「第十二条（第三十二条）」に、「第八号」を「第十一号」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第九条」を「第十二条」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第八条（第二十九条及び第三十九条）」を「第十一条（第三十二条及び第四十四条）」に、「第七号」を「第十号」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（管理団体指定の同意）

第七条 条例第八条第二項（第三十九条第二項において準用する場合も含む。）の規定により教育委員会が所有者及び権原に基づく占有者並びに地方公共団体その他の法人の同意を得ようとするときは、教育委員会は、所有者及び権原に基づく占有者並びに地方公共団体その他の法人と協議するものとする。

様式第一号から様式第十三号までを次のように改める。

様式第1号 (日本標準規格A4) (第2条)

福岡県文化財指定同意書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

住所

氏名 (名称)

印

私の所有 (占有、保持) する下記の文化財が福岡県文化財に指定されることに同意します。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 所在地

様式第2号 (第3条第1項)

(表)

割印	第 号
福岡県文化財指定書	
名称	
員数	
構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴	
右を福岡県文化財に指定する。	
年 月 日	
福岡県教育委員会	

28 cm

40 cm

(裏)

備考

次の場合にはこの指定書を添えて届け出て下さい。

- 一 所有者が変更したとき
- 二 所有者かその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき
- 三 所在の場所を変更したとき

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日
-----	--------	-------	--------

所有者	所有者の住所	所在の場所	年月日 交付又は再交付の
-----	--------	-------	-----------------

(裏)

備考

次の場合にはこの認定書を添えて届けてください。

- 一 保持者（保持団体）に変更を生じたとき
- 二 保持者（保持団体）がその氏名、若しくは名称又は住所を変更したとき
- 三 保持者（保持団体）の住所（所在地）を変更したとき

氏名又は名称	住所又は所在地	変更の年月日
--------	---------	--------

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付の年月日
----------------------	-------------

様式第4号 (日本標準規格A4) (第3条第3項)

福岡県文化財指定書 (認定書) 再交付申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者 (住所)

(氏名)

印

下記のとおり指定書 (認定書) を滅失し (き損し、亡失し、盗み取られ) ましたので再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書 (認定書) の記号番号及び指定 (認定) 年月日
- 3 滅失 (き損、亡失、盗難) 発見の年月日
- 4 その他参考となる事項

様式第5号 (日本標準規格A4) (第4条)

福岡県文化財管理責任者選任 (解任) 届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者 (住所)

(氏名)

印

下記のとおり管理責任者を選任 (解任) しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 管理責任者の氏名 (名称) 及び住所
- 5 選任 (解任) の年月日
- 6 選任 (解任) の理由
- 7 その他参考となる事項

福岡県文化財所有者変更届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

新所有者 住所
氏 名 (名称) 印

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 旧所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 5 新所有者の氏名 (名称) 及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

(註) 1 この届書には、所有権の移転を証明する書類及び指定書を添付すること。
 2 史跡、名勝、天然記念物の所有者変更の場合で指定地域の一部について所有者を変更するときは、第 6 号以下を順次 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号として当該地域の地番、地目及び地積を記載するものとする。

様式第7号 (日本標準規格A4) (第5条第2項)

福岡県文化財保持者死亡 (傷病) 届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

相続人 (保持者) 住所

氏 名 (名称)

印

下記のとおり死亡 (傷病が発生) しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定通知書の記号番号及び指定年月日
- 3 保持者の氏名 (名称) 及び住所
- 4 死亡 (傷病発生) 年月日
- 5 その他参考となる事項

福岡県文化財所有者（管理責任者、保持者）の氏名（名称）又は住所変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者（管理責任者、保持者）住所

氏名（名称）

印

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書（指定通知書）の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者（管理責任者、保持者）の旧氏名（旧名称）又は旧住所
- 5 所有者（管理責任者、保持者）の新氏名（新名称）又は新住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考となる事項

様式第9号 (日本標準規格A4) (第6条)

福岡県無形文化財保持団体の変更届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

保持団体住所

名称 (代表者氏名)

印

下記のとおり変更 (異動、解散) しましたのでお届けします。

記

- 1 無形文化財の名称及び指定年月日
- 2 保持団体の旧名称 (旧所在地、旧代表者住所氏名)
- 3 保持団体の新名称 (新所在地、新代表者住所氏名)
- 4 保持団体異動構成員の住所氏名
- 5 変更 (異動、解散) の年月日
- 6 変更 (異動、解散) の理由
- 7 その他参考となる事項

様式第10号 (日本標準規格A4) (第8条)

福岡県文化財滅失(き損、亡失、盗難)届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者(管理責任者、管理団体)住所

氏名(名称)

印

下記のとおり滅失(き損し、亡失し、盗み取られ)ましたのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者)の氏名(名称)及び住所
- 5 滅失(き損、亡失、盗難)の日時及び場所
- 6 滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知った日時
- 7 滅失(き損、亡失、盗難)した当時における管理状況
- 8 滅失(き損、亡失、盗難)の状況及び発見後の処置
- 9 今後の処置に対する希望
- 10 その他参考となる事項

(註) 1 き損の場合、き損の状況を示す写真を添付すること。

2 滅失の場合は、指定書を添付すること。

3 史跡、名勝、天然記念物がき損した場合は、第9号以下を順次1号ずつ繰り返し、第9号としてき損の結果、当該史跡、名勝、天然記念物がその保存上受ける影響を記載するものとする。

様式第11号 (日本標準規格A4) (第9条)

福岡県文化財所在場所変更届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

所有者 (管理責任者、管理団体) 住所

氏 名 (名称)

印

下記のとおり所在場所を変更しますのでお届けします。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者 (管理責任者、管理団体) の氏名 (名称) 及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかな場合はその時期
- 9 その他参考となる事項

(註) 第8号の時期を変更したとき、又は変更前の所在の場所に復したときは、すみやかにその旨をこの変更届様式に準じて届け出ること。

福岡県文化財現状変更許可申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者住所

氏 名 (名称)

印

下記のとおり現状変更を申請しますので許可願います。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者 (管理責任者、管理団体) の氏名 (名称) 及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名 (名称) 住所及び略歴
- 9 変更に必要な経費
- 10 その他参考となる事項

- (註) 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
- 2 変更しようとする部分 (地域) の写真 (変更箇所を表示すること。) を添付すること。
- 3 史跡、名勝、天然記念物の場合は、変更しようとする地域及び地域の状況を表した実測図 (地番を記し変更箇所を表示すること。) を添付すること。
- 4 申請者が所有者、管理責任者、管理団体以外の方であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

様式第13号 (日本標準規格A4) (第10条第2項)

福岡県有形民俗文化財現状変更届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

届出者住所

氏名(名称)

印

下記のとおり現状変更をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形民俗文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴
- 9 その他参考となる事項

- (註)
- 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。
 - 2 変更しようとする部分の写真(変更箇所を表示すること。)を添付すること。
 - 3 届出者が所有者、管理責任者、管理団体以外の方であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

様式第十三号の次に次の三様式を加える。

様式第14号 (日本標準規格A4) (第11条)

福岡県有形文化財修理届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

届出者住所

氏名(名称)

印

下記のとおり修理をいたしますのでお届けします。

記

- 1 有形文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 有形文化財の所在地
- 4 所有者(管理責任者、管理団体)の氏名(名称)及び住所
- 5 修理の理由
- 6 修理の内容と実施の方法
- 7 施行の予定期間
- 8 施行予定者の氏名(名称)住所
- 9 その他参考となる事項

(註) 1 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。

2 修理しようとする部分の写真(修理箇所を表示すること。)を添付すること。

3 届出者が所有者、管理責任者、管理団体以外の者であるときは、所有者、管理責任者、管理団体の承諾書を添付すること。

様式第15号 (日本標準規格A4) (第13条)

福岡県史跡名勝天然記念物土地の所在等異動届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

所有者 (管理責任者、管理団体) 住所

氏名 (名称)

印

下記のとおり異動がありましたのでお届けします。

記

- 1 史跡名勝天然記念物の名称及び員数
- 2 指定年月日
- 3 史跡名勝天然記念物の旧所在 (地番、地目、地積)
- 4 史跡名勝天然記念物の新所在 (地番、地目、地積)
- 5 異動を生じた年月日
- 6 異動を生じた理由
- 7 その他参考となる事項

(註) 1 当該異動に係る土地の登記簿謄本、字図、その他参考となる資料を添付すること。

様式第16号 (第14条第2項)

(表)

第 号

割印

保持者 (保持団体) 名

福岡県選定保存技術保持者 (保持団体) 認定書

右の者は福岡県選定保存技術保持者 (保持団体) に認定する。

年 月 日

福岡県教育委員会

40 cm

28 cm

(裏)

備考

次の場合にはこの認定書を添えて届け出て下さい。

- 一 保持者（保持団体）に変更を生じたとき
- 二 保持者（保持団体）がその氏名、若しくは名称又は住所を変更したとき
- 三 保持者（保持団体）の住所（所在地）を変更したとき

氏名又は名称	
住所又は所在地	
変更の年月日	

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	
交付又は再交付の年月日	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項中「第六十三条の二」を「第二百五条」に、「第六十四条の二」を「第一百七条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県文化財保護指導委員の設置に関する規則（昭和五十一年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五条の二」を「第九十一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成一七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立図書館の利用等に関する規則（昭和五十八年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「五月から六月までのうち約二週間」を「二月から三月までのうち二週間以内」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則（昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 京都府南丹郡大宇山町 白川小学校山口分校
" 犀川町大字下伊良原 伊良原小学校
」を

「 京都府犀川町大字下伊良原 伊良原小学校
」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第九号

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則（昭和六十三年福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三 財団法人福岡県職員互助会が県民福祉の向上のため取り扱う寄附金及び物品の購

入代金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（総務部の分掌事務）

第五条 総務部の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 職員の福利厚生及び保健管理に関すること。
- 三 教育に関する法人及び信託に関すること。

四 教育に係る調査統計に関すること。

五 教育行政に係る広報、広聴及び相談に関すること。

六 事務局等職員等の定数、任免その他的人事及び給与に関すること。

七 教育委員会の予算その他の財務会計に関すること。

八 文化財の保護に関すること。

九 他の部の所掌しない事項に関すること。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二号の表中

生涯学習課	生涯学習課
	管理係 社会教育係 文化振興班 指導班

に改める。

を

第九条第七号から第二十七号までを次のように改める。

七 職員の福利厚生及び保健管理に関すること。

八 職員であつた者に係る恩給に関すること。

九 職員に係る災害補償に関すること。

十 公立学校共済組合に関すること。

十一 福岡県教職員互助会に関すること。

十二 教育に関する法人及び信託に関すること。

十三 教育委員会の所掌事務に係る指定統計その他の調査統計（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

十四 教育要覧、教育便覧及び教育調査報告書に関すること。

十五 教育行政に係る広報及び広聴の総合企画、調整及び実施に関すること。

十六 報道機関との連絡及び調整に関すること。

十七 教育行政相談に関すること。

十八 県議会に係る事務の連絡及び調整に関すること。

十九 教育文化表彰に関すること。

二十 出先機関（学校を除く。）の長の会議に関すること。

二十一 教育委員会の所掌事務に係る国際交流の調整に関すること。

二十二 行政組織及び権限配分に関すること。

二十三 事務局等職員等の定数、任免、分限、懲戒、服務、研修その他人事に関する
こと。

二十四 事務局等職員等の給与、報酬、退職手当等に関すること。

二十五 事務局等職員等が加入する職員団体及び労働組合に関すること。

二十六 規則案、告示案、訓令案その他の合議文書の審査及び法令の解釈に関する
こと。

二十七 文書事務及び公印に係る事務の総括に関すること。

第九条に次の十号を加える。

二十八 行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び福岡県行政手続条例（平成八年
福岡県条例第一号）の施行に係る事務の指導、助言及び調整に関すること。

二十九 聴聞の主宰に関すること。

三十 教育委員会の所掌事務に係る行政システム改革の推進に係る事務の総合的な連
絡及び調整に関すること。

三十一 附属機関等における委員等の登用の適正化に係る事務の総括に関すること。

三十二 次世代育成推進施策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

三十三 災害対策に係る事務の総合的な連絡及び調整に関すること。

三十四 庶務事務の電算処理システムの運用に係る事務の連絡及び調整に関すること
。

三十五 人事給与事務の電算処理システムの維持管理に関すること。

三十六 総務部各課の連絡調整に関すること。

三十七 他の課の所掌しない事項に関すること。

第十条第六号中「授業料減免」を「授業料」に改める。

第十三条を次のように改める。

（企画調整課の分掌事務）

第十三条 教育企画部企画調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。

二 教育施策の策定及び重要施策の進行管理に関すること。

三 教育行政における地方分権の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

四 生涯学習の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。

五 教育委員会の所掌事務に係る情報化に関する施策の企画及び調整に関すること。
六 教育委員会の所掌事務に係るオフィスオートメーション化の企画及び推進に関す
ること。

七 教育委員会の所掌事務に係る情報の収集及び整理等に関すること。

八 学校教育と社会教育の連携に係る施策の推進に関すること。

九 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導助言（他の課の所掌に係るものを
除く。）に関すること。

十 知事部局との連絡調整に関すること。

十一 教育改革推進本部に関すること。

十二 福岡県生涯学習審議会に関すること。

十三 福岡県生涯学習推進本部に関すること。

十四 公立学校の教育制度の企画又は指導助言に関すること。

十五 公立学校（特殊教育諸学校を除く。）並びに公立の専修学校及び各種学校の設
置廃止等に関すること。

十六 県立の高等学校及び中高一貫教育校の受入計画、募集定員及び通学区域に関す
ること。

十七 県立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の学科等の編成に関すること。

十八 福岡県県立学校教育振興計画審議会に関すること。

十九 教育長が特に命じた事項に関すること。

二十 教育企画部内の権限配分及び各課の連絡調整に関すること。
第十四条を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

（生涯学習課の分掌事務）

第十四条 教育企画部生涯学習課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一 生涯学習の振興に関する事業の推進に関すること。

二 社会教育に関する総合的計画及びその推進に関すること。

- 三 生涯学習及び社会教育に関する指導助言に関すること。
- 四 社会教育専門職員の養成及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 五 社会教育施設に関すること。
- 六 社会教育委員に関すること。
- 七 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
- 八 社会教育に関する表彰に関すること。
- 九 指定統計第八十三号「社会教育調査」に関すること。
- 十 子どもの文化芸術活動の推進に関すること。
- 十一 ユネスコ活動に関すること。
- 十二 文化団体に関すること。
- 十三 県民文化祭に係る知事部局との連携に関すること。
- 十四 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家北九州、福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築及び福岡県立夜須高原野外活動センターに関すること。
- 十五 福岡県青少年科学館に関すること。
- 十六 福岡県教育文化奨学財団に関すること。
- 第十七条第三号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。
- 第二十二条第四号中「社会教育」の下に「文化」を加え、同条第五号中「文化の普及及び振興並びに」を削る。

- 附 則**
- この規則は、公布の日から施行する。
- 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
- 平成十七年四月一日
- 福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号の表中

7 企画監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務を掌理する。	を
-------	----------------------------	---

7 企画(企画広報) 監	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務(企画広報監にあつては、広報及び広聴に関する事務を含む。)を掌理する。	に、
--------------	---	----

15 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長、副課長又は企画監等を補佐する。	を
---------	--	---

15 企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長、副課長又は企画(企画広報) 監等を補佐する。	に改める。
---------	---	-------

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第九号中「企画監」を「企画(企画広報) 監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十一号

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十二号

福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則
条例施行規則

福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成四年福岡県教育委員会規則第五号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十九条第八項の規定に基づき、福岡県教育庁総務部総務課企画広報監の職にある者を、福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定し、この告示の日から施行する。

福岡県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成十四年一月福岡県教育委員会告示第一号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁
出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部を改正する訓令

（福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第一条 福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第

二二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号を次のように改める。

十三 企画（企画広報）監 職の設置規則第二条に規定する本庁の企画広報監及び企画監をいう。

第八条の見出し中「企画調整課長」を「総務課長」に改め、同条第一項中「教育企画部企画調整課長」を「総務部総務課長」に改める。

第九条の表中

副課長等又は当該事務を担当する企画監
を
副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監
に改める。

第九条の表の備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める者が、課長（教育事務所にあつては所長及び副所長）不在の場合の代決を行うものとする。

一 教育振興部高校教育課指導班の事務並びに同課指導主事の人事及び服務に関する事務 同課主幹指導主事

二 教育振興部義務教育課指導班の事務並びに同課指導主事の人事及び服務に関する事務 同課主幹指導主事

三 教育事務所の教育指導室及び教育相談室の事務並びに両室の指導主事の人事及び服務に関する事務 教育事務所主幹指導主事

四 教育企画部生涯学習課の事務のうち社会教育に係る専門的技術的事項に関するもの（課長が指定するものに限る。） 同課主幹社会教育主事

別表一第四項第四号、第四項第九号、第四項第十五号、第四項第十八号及び第四項第二十一号決裁権者の欄中「教育長」を「教育次長」に改める。

別表第一中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項中「この項中知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成十三年福岡県規則第五十一号）を規則という。」を削り、同項第十二号を次のように改める。

12 福岡県教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十一年福岡県教育委員会規則第六号）の規定に基づき、公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。
課長

別表一中第九項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 九 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務
- 1 条例第四十条の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについて福岡県個人情報保護審議会に諮問し、裁決又は決定をすること。
 - 2 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。
 - 3 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。
 - 4 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 5 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 6 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 7 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して意見を提出する機会を付与すること。
 - 8 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
 - 9 条例第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報及び開示の方法を定めること。
 - 10 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
 - 11 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
- 教育長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長

- 12 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 13 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 14 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 15 条例第三十三条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合にその旨を提供先に通知すること。
 - 16 条例第三十七条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 17 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 18 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 19 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 20 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問をした旨を通知すること。
 - 21 福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県教育委員会規則第十二号）の規定に基づき、個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴又は聴取の中止を命ずること。
- 課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長
課長

別表一第十項を次のように改める。

- 十 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務
- この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日制令第五百七号）を「施行令」という。
- 1 法第十二条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。
 - 2 法第十三条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあつせん等を行うこと。
 - 3 施行令第十一条第一項及び法第三十二条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を徴すること。
- 課長
課長
課長

- 4 施行令第十一項及び法第三十三條に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、必要な助言をすること。
- 5 施行令第十一項及び法第三十四條第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- 6 施行令第十一項及び法第三十四條第二項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
- 7 施行令第十一項及び法第三十四條第三項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 8 施行令第十一項に基づき、法第三十二條から第三十四條までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った場合、施行令第十一條第四項に基づき、その結果を主務大臣に報告すること。
- 9 施行令第十一項及び法第三十七條に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行うおとする法人に対し、認定し、公示すること。
- 10 施行令第十一項及び法第四十條に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止について公示すること。
- 11 施行令第十一項及び法第四十六條に基づき、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し、報告を徴すること。
- 12 施行令第十一項及び法第四十七條に基づき、認定個人情報保護団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 13 施行令第十一項及び法第四十八條に基づき、認定個人情報保護団体の認定を取消し、その旨公示すること。

別表二第二十一項を次のように改める。

- 十一 職員の諸手当等に関する事務
 - この項中福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号）を「給与規則」、福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）を「退職手当条例」、福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）を「退職手当規則」という。
 - 1 給与規則第十條の規定に基づき、職員の扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。
 - 2 給与規則第十一條の二の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる用件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。

課長

課長

- 3 給与規則第十二條の六の規定に基づき、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。
- 4 給与規則第十二條の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける用件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。
- 5 給与規則第十二條の十五の規定に基づき、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。
- 6 給与規則第十二條の十六の規定に基づき、職員のうち交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。
- 7 給与規則第十二條の二十七の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける用件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること（出先機関の長に専決させるものを除く。）。
- 8 給与規則第十二條の三十四の規定に基づき、支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。
- 9 給与規則第十二條の三十七の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける用件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。
- 10 給与規則第二十八條の規定に基づき、職員の勤勉手当の成績率を定めること。
- 11 退職手当条例第二條第二項の規定に基づき、職員に係る退職手当支給の認定及び発令を行うこと。
- 12 退職手当条例第四條第一項の規定に基づき、勤務公署の移転により退職した職員について知事の承認を求めること。
- 13 退職手当条例第六條の規定に基づき、職員について、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものと認定すること。
- 14 退職手当規則第九條の規定に基づき、職員に係る失業者の退職手当受給資格証の交付、送付、受理及び返付並びに失業者の退職手当支給台帳の作成及び保管を行うこと。
- 15 初任給調整手当の支給を所屬長に通知すること。
- 16 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七條第一項の規定によって読み替えられる同法第七條第一項の規定に基づき、職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること（県立学校長に専決させるものを除く。）。

課長

課長

課長

課長

部長

課長

教育次長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

課長

別表二第二十六項に次の一号を加える。

- 2 国際交流に関する事務を処理すること。

課長

別表二中第二十六項を第三十二項とし、第二十五項を第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 三十一 出先機関の長の会議等に関する事務
- 1 出先機関（県立学校を除く。）の長会議を開催すること。
- 2 教育事務所長会議を開催すること。
- 3 教育事務所総務課長会議を開催すること。

教育次長

課長

課長

別表二中第二十四項を第二十九項とし、第二十三項の次に次の五項を加える。

- 二十四 統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の規定に基づく指定統計に関する事務
この項中統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）を「施行令」という。
- 1 法第三条第三項の規定に基づき、指定統計調査について必要な事項に関し規則を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合に、総務大臣に協議すること。
- 2 法第五条第一項の規定に基づき、指定統計調査のため、人又は法人に対して、申告を命ずること。
- 3 法第七条第一項及び第二項の規定により、指定統計調査の実施に關し、目的、期日及び集計事項等について承認を求め、並びに調査の中止及び承認を得た事項の変更について総務大臣の承認を求め、並びに調査の中止及び承認を得た事項の変更について総務大臣の承認を求め、並びに調査を行う場合において、調査の目的、期日、集計方法を総務大臣に届け出ること。
- 4 法第八条第一項の規定により、指定統計調査以外の統計調査を行うこと。
- 5 法第十二条第一項の規定に基づき、統計調査員の任命等に関する事務を行うこと。
- 6 法第十五条第二項の規定により、指定統計を作成するために集められた調査票を統計上の目的以外に使用することにつき、総務大臣の承認を求め、並びに調査の結果を公表しないこと
- 7 法第十六条ただし書により、指定統計調査の結果を公表しないこと
- 8 法第十六条の二の規定により、総務大臣の求めにより法の実施に關する資料及び報告の提出並びに説明を行うこと。

教育長

部長

課長

課長

課長

教育次長

部長

部長

- 9 法第十七条の規定に基づき、指定統計調査の実施に関する協力を関係行政機関の長等に対して求めること。
- 10 施行令第五条の規定に基づき、指定統計調査のため実地調査を行う者の職務を示す証票を交付すること。
- 11 施行令第七条第三項の規定により、官報以外の刊行物により指定統計の結果の公表を行う場合に、当該刊行物の名称及び発行の年月日を総務大臣に報告すること。
- 12 施行令第八条の規定により、教育委員会が行う事務を処理すること。
- 二十五 統計法施行令第八条の規定により指定統計として指定を受けた調査の実施に関する事務
- 1 指定統計調査の調査票その他関係書類の提出期日を定めること。
- 2 指定統計調査の調査票、集計表その他関係書類を文部科学大臣に提出し、又は知事に送付すること。
- 3 指定統計調査の申告義務者の選定に関する事務を処理すること。
- 4 指定統計調査の結果を文部科学大臣の公表以前に公表すること。
- 二十六 教育統計調査規則（平成十一年福岡県教育委員会規則第六号。以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務
- 1 規則第二条の規定に基づく統計調査の実施について、調査事項を決定し、報告を求め、並びに調査の実施について、調査票の様式、提出の系統及び提出の期日を定めること。
- 2 規則第二条の規定に基づく統計調査の実施について、調査票の様式、提出の系統及び提出の期日を定めること。
- 3 規則第六条の規定に基づき、調査報告結果の非公開を決定すること。
- 二十七 人事統計報告に関する事務
- 1 福岡県人事統計報告に関する規則（昭和二十七年福岡県人事委員会規則第七号）第二条及び同規則第四条の規定により、人事統計又は人事統計に關し必要な資料を人事委員会に提出すること。
- 二十八 「教育要覧」、「教育便覧」及び「教育調査報告書」（以下この項中「教育要覧等」という。）に関する事務
- 1 教育要覧等の編集方針を決定すること。
- 2 教育要覧等の発行に関する事務を処理すること。

課長

課長

課長

課長

課長

課長

教育次長

課長

教育次長

課長

教育次長

課長

別表五第一項を次のように改める。

- 一 文化財に関する事務
- この項中文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）を「法」、福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号）を「条例」、福岡県に帰属した文化財の管理及び処分等に関する規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第二号）を「規則」という。
- 1 法第九十九条第二項の規定に基づき、国の機関と協議すること。

課長

2	法第百条第二項の規定に基づき、発見した文化財の所有者への返還又は警察署長への通知を行うこと。	課長
3	法第百二条の規定に基づき、出土品の監査の結果を警察署長に通知すること。	課長
4	法第百五条第一項の規定に基づき、文化財の発見者及びその土地の所有者に報償金を支給すること。	教育長
5	法第百五条第三項の規定に基づき、報償金の額を決定すること。	教育長
6	規則第二条の規定に基づき、保有する文化財以外の文化財の管理及び処分等に関する事務を行うこと。	課長
7	埋蔵文化財価格評議員に関する事務を行うこと。	教育長
8	法第百十條第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。	教育長
9	法第百十條第二項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行った旨を文部科学大臣に報告すること。	課長
10	法第百十二條第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。	教育長
11	法第百八十二條第三項の規定に基づき、文化財に関する条例の制定及び文化財の指定又は解除を行った旨を文化庁長官に報告すること。	課長
12	法第百八十二條第三項の規定に基づき、文化財に関する条例の制定若しくはその改廃又は文化財の指定若しくはその解除を行った旨を文化庁長官に報告すること。	課長
13	法第百八十四條第一項の規定に基づき、政令に定められた事務を行うこと。	課長
14	法第百八十五條第一項の規定に基づき、出品された重要文化財等の管理に関する事務を処理すること。	課長
15	法第百八十七條第一項の規定に基づき、重要文化財等の管理等の委託を受け、又は技術的指導を行うこと。	課長
16	法第百八十八條の規定に基づき、文化財に関する書類の進達及び伝達を行うこと。	課長
17	法第百八十九條の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申すること。	部長
18	条例第四条第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定に当たり、当該文化財の所有者及び占有者の同意を得ること（条例第二十九条第二項及び条例第三十七条第二項において準用する場合を含む。）。	課長
19	条例第四条第四項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定を告示し、並びに緊急を要する場合において当該文化財の所有者及び占有者に通知すること（条例第五条第二項、条例第二十九条第二項、条例第三十条第二項、条例第三十七条第二項及び条例第三十八条第三項において準用する場合を含む。）。	課長

20	条例第五条第四項の規定に基づき、県指定有形文化財の指定の解除を告示し、並びに緊急を要する場合において当該文化財の所有者及び占有者に通知すること（条例第三十条第六項及び条例第三十八条第三項において準用する場合を含む。）。	課長
21	条例第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対して、県指定有形文化財の管理方法の改善又は修理に関して勧告すること（条例第三十二条及び条例第四十四条において準用する場合を含む。）。	課長
22	条例第十七条の規定に基づき、県指定有形文化財の現状変更等を許可し、若しくは当該現状変更等に関し必要な指示をし、又は許可に係る現状変更等の停止を命じ、若しくは許可を取り消すこと。	課長
23	条例第十八条第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の重要な修理に関し、技術的な指導及び助言を与えること（条例第四十四条において準用する場合を含む。）。	課長
24	条例第十九条第一項又は第二項の規定に基づき、県指定有形文化財の出品又は公開を勧告すること（条例第三十二条において準用する場合を含む。）。	課長
25	条例第十九条第六項の規定に基づき、県指定有形文化財の公開及び管理に関し必要な指示又は指揮監督を行うこと（条例第二十条、条例第二十七条第二項及び条例第三十二条において準用する場合を含む。）。	課長
26	条例第二十三条第四項の規定に基づき、県指定無形文化財の指定を告示し、その保持者又は保持団体の代表者に通知すること（条例第二十三条第六項及び条例第四十五条第四項において準用する場合を含む。）。	課長
27	条例第二十四条第四項、第六項、又は第七項の規定に基づき、県指定無形文化財の指定の解除又はその保持者若しくは保持団体の認定の解除を告示し、その保持者又は保持団体の代表者に通知すること（条例第四十六条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）。	課長
28	条例第二十六条第一項の規定に基づき、県指定無形文化財の保存のため必要な措置をとること。	課長
29	条例第二十七条の規定に基づき、県指定無形文化財等の公開を勧告すること。	課長
30	条例第二十八条の規定に基づき、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすること。	課長
31	条例第二十九条第四項の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の指定を告示すること。	課長
32	条例第三十条第四項及び第七項の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の指定の解除を告示すること。	課長

33	条例第三十三条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の保存のため必要な措置をとること。	課長
34	条例第三十四条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の記録の公開を勧告すること。	課長
35	条例第三十五条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすること。	課長
36	条例第三十六条の規定に基づき、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財を選択して、その記録の作成等を行うこと。	課長
37	条例第四十三条の規定に基づき、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を許可し、若しくは当該現状変更等に関し必要な指示をし、又は許可に係る現状変更等の停止を命じ、若しくは許可を取り消すこと。	課長
38	条例第四十六条第六項の規定に基づき、県選定保存技術の選定の解除を告示すること。	課長
39	条例第四十八条又は条例第四十九条の規定に基づき、県選定保存技術の保存のため必要な措置をとり、又は必要な指導若しくは助言をすること。	課長

別表六中第八項から第十二項までを削り、第十三項を第八項とし、第十四項を削る。

別表七第二項を次のように改める。

二	文化行政に関する事務	課長
1	子どもを対象とする文化事業の実施に関する事務を処理すること。	課長
2	ユネスコ活動に関する事務を処理すること。	課長

別表七第四項を次のように改める。

四	社会教育に関する表彰に関する事務	課長
1	社会教育関係功労者及び社会教育優良団体等を文部科学大臣等に推薦すること。	教育長

別表八第一項第十号中「施行規則第七十三条の規定に基づき、」を削り、同表第三項第五号中「任免等を発令すること」の下に「（県立学校長に専決させるものを除く。）」を加え、同表第十三項第二号中「（期限付任用職員又は臨時職員を除く。）」を削り、同項中第五号を次のように改める。

5	退職手当規則第九条の規定に基づき、県立学校教職員に係る失業者の退職手当支給台帳の作成及び保管を行うこと。	課長
---	--	----

別表八第十六項及び第十七項を次のように改める。

十六	不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務	部長
1	規則第六条第四項の規定に基づき、審査請求の受理通知を受けること。	部長
2	規則第八条第二項の規定に基づき、人事委員会に対し、審査を併合し、又は分離するよう申し立てること。	課長
3	規則第十条第三項の規定に基づき、審査請求の取下げの通知を受けること。	部長
4	規則第十五条第一項の規定に基づき、代理人を選任又は解任すること。	教育次長
5	規則第十五条第四項の規定に基づき、人事委員会に代理人の氏名等を届け出ること。	課長
6	規則第十五条第六項の規定に基づき、主任代理人を指定し、人事委員会に届け出ること。	教育次長
7	規則第二十一条の規定に基づき、口頭審理の日時及び場所の通知を受けること。	課長
8	規則第二十三条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、答弁書を提出すること。	課長
9	規則第三十六条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、証拠資料を提出すること。	課長
10	規則第三十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し人事委員会が証人を呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てること。	課長
11	規則第五十五条の規定に基づく指示を受けること。	教育次長
12	規則第五十六条の規定に基づき、裁決書の送付を受けること。	教育長
13	規則第五十八条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し、再審を請求すること。	教育長
十七	勤務条件に関する措置の要求に関する事務	教育次長
	この項中勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成十六年福岡県人事委員会規則第二十五号）を「規則」という。	
1	規則第六条第一項の規定に基づき、代理人を選任すること。	教育次長
2	規則第六条第二項の規定に基づき、主任代理人を指定すること。	教育次長
3	規則第六条第三項の規定に基づき、代理人選任届及び委任状等提出すること。	課長
4	規則第九条第二項の規定に基づき、措置要求の受理通知を受けること。	部長
5	規則第十二条第二項の規定に基づき、人事委員会の意見の聴取又は資料の提出若しくは出席の求めに応じること。	課長

6 規則第十四条第三項の規定に基づき、措置要求の取下げの通知を受けること。
部長

7 規則第十七条第三項の規定に基づき、判定書の送付を受けること。
教育長

8 規則第十九条の規定に基づき、人事委員会の勧告を受けること。
教育長

別表十第一項中「この項中」の下に「福岡県立中学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第七号）を「中学学則」、福岡県立中等教育学校学則（平成十五年福岡県教育委員会規則第八号）を「中等学則」、」を加え、同表第一項第一号中「県立高等学校」を「県立の高等学校及び中高一貫教育校」に改め、同表同項第二号中「高等学校則第十五条第五項」を「中学学則第十五条第五項、中等学則第十五条第五項及び高校学則第十五条第五項」に改め、同表同項第三号中「高校学則第二十四条」を「中学学則第二十三条の規定により、懲戒による退学の報告を受理事すること並びに中等学則第二十六条及び高校学則第二十四条」に改める。

別表十第十二項第二号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同項を第十三項とし、同表中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とする。

別表十第九項中「県立高等学校」を「県立の高等学校及び中高一貫教育校」に改め、同表同項第一号から同項第五号までの規定中「高等学校」の下に「及び中高一貫教育校」を加え、同表同項第六号中「高等学校」の下に「及び中高一貫教育校」を加え、「使用を承認」を「届出を受理」に改め、同表同項第七号中「高等学校」の下に「及び中高一貫教育校」を加え、同項を同表第十項とする。

別表十第八項を第九項とし、同表中第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同表第四項第一号中「県立高等学校」を「県立の高等学校及び中高一貫教育校」に改め、同項を同表第五項とし、同表中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 三 県立中高一貫教育校入学決定に関する事務
 - 1 入学決定概要を決定すること。
教育長
 - 2 募集要項を決定すること。
教育長
 - 3 検査を作成すること。
教育長
 - 4 検査作成委員及び検査検討委員を任命又は委嘱すること。
教育長
 - 5 入学決定に関するその他の事務を処理すること。
課長

別表十一第六項第一号中「変更を承認すること」を「変更の届出を受理事すること」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

別表十三中第九項を削り、同表第十項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同表第九項とし、同表中第十一項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同表第十九項第一号及び第二号中「及び運営」を削り、同項を同表第十八項とし、同表第二十項を同表第十九項とする。

別表十四各出先機関の長の項第一項を次のように改める。

一 所属職員の諸手当に関する事務

1 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（以下この項中「給与規則」という。）第十二条の十五の規定に基づき、職員の通勤届を受理事し、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。

2 給与規則第十二条の十六の規定に基づき、職員のうち交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること。

3 給与規則第十二条の二十七の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうかが及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること。

別表十四各出先機関の長の項第三項及び第四項を次のように改める。

三 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく公文書の開示に関する事務

1 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等に対する不服申立てについて福岡県情報公開審査会に諮問し、裁決又は決定をすること。

2 条例第二十二條第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること（福岡県情報公開審査会に付議すべき苦情の申出の処理に限る。）。

3 条例第十一条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。

4 条例第十一条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。

- 5 条例第十二条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 6 条例第十三条の規定に基づき、開示決定後の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 7 条例第十四条第一項の規定に基づき、事案を移送すること。
 - 8 条例第十五条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。
 - 9 条例第十五条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
 - 10 条例第二十条の規定に基づき、同条各号に掲げる者に諮問した旨を通知すること。
 - 11 条例第二十二条第一項の規定に基づき、苦情の申出を処理すること（福岡県情報公開審査会に付議すべき苦情の申出の処理を除く。）
 - 12 福岡県教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和六十一年福岡県教育委員会規則第六号）の規定に基づき、公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずること。
- 四 福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下この項中「条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関する事務
- 1 条例第十七条第一項の規定に基づき、個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者にその旨並びに開示を実施する日時及び場所を通知すること。
 - 2 条例第十七条第二項の規定に基づき、個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知すること。
 - 3 条例第十八条第二項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長をし、開示請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 4 条例第十九条の規定に基づき、開示決定等の期限の特例延長をし、開示請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 5 条例第二十条第一項の規定に基づき、事案を移送し、開示請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 6 条例第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき、第三者に開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して意見書を提出する機会を付与すること。
 - 7 条例第二十一条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。
 - 8 条例第二十九条第一項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を利用する旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
 - 9 条例第二十九条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る個人情報を利用しない旨の決定をし、訂正請求者にその旨を通知すること。
 - 10 条例第三十条第二項の規定に基づき、訂正決定等の期限の延長をし、訂正請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 11 条例第三十一条の規定に基づき、訂正決定等の期限の特例延長をし、訂正請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 12 条例第三十二条第一項の規定に基づき、事案を移送し、訂正請求者に事案を移送した旨を通知すること。
 - 13 条例第三十三条の規定に基づき、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合にその旨を提供先に通知すること。
 - 14 条例第三十七条第一項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 15 条例第三十七条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定をし、利用停止請求者にその旨を通知すること。
 - 16 条例第三十八条第二項の規定に基づき、利用停止決定等の期限の延長をし、利用停止請求者に延長後の期間及び延長の理由を通知すること。
 - 17 条例第三十九条の規定に基づき、利用停止決定等の期限の特例延長をし、利用停止請求者に同条各号に掲げる事項を通知すること。
 - 18 条例第四十一条の規定に基づき、同条各号に掲げるものに諮問をした旨を通知すること。
 - 19 福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例

施行規則（平成十七年福岡県教育委員会規則第十二号）の規定に基づき、個人情報報が記録された公文書等の閲覧又は視聴取を中止すること。

別表十四各出先機関の長の項中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

この項中個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」という。

1 法第十二条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者等への支援を行うこと。

2 法第十三条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情についてあつせん等を行うこと。

3 施行令第十一条第一項及び法第三十二条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を徴すること。

4 施行令第十一条第一項及び法第三十三条に基づき、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し、必要な助言をすること。

5 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第一項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

6 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第二項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

7 施行令第十一条第一項及び法第三十四条第三項に基づき、個人情報取扱事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

8 施行令第十一条第一項に基づき、法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務を行った場合、施行令第十一条第四項に基づき、その結果を主務大臣に報告すること。

9 施行令第十一条第二項及び法第三十七条に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする業務を行うおとする法人に対し、認定し、公示すること。

10 施行令第十一条第二項及び法第四十条に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止について公示すること。

11 施行令第十一条第二項及び法第四十六条に基づき、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し、報告を徴すること。

12 施行令第十一条第二項及び法第四十七条に基づき、認定個人情報保護団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

13 施行令第十一条第二項及び法第四十八条に基づき、認定個人情報保護団体の認定を取消し、その旨公示すること。

別表十四教育事務所長の項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

12 退職手当条例第六条の規定に基づき、県費負担教職員について、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものと認定すること。

13 退職手当規則第九条の規定に基づき、県費教職員に係る失業者の退職手当受給資格証の交付、送付、受取及び返付並びに失業者の退職手当支給台帳の作成及び保管を行うこと。

別表十四教育事務所長の項第四項第一号及び第五項第一号中「文化財保存事業及び」を削る。

別表十四県立学校長の項第五項を次のように改める。

五 教職員の諸手当に関する事務

1 給与規則第十条の規定に基づき、職員（教育職給料表適用者に限る。以下同じ。）の扶養親族に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

2 給与規則第十一条の二の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

3 給与規則第十二条の六の規定に基づき、職員の住居届を受理し、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

4 給与規則第十二条の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

5 給与規則第十二条の三十四の規定に基づき、職員の単身赴任届を受理し、支給

すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

6 給与規則第十二条の三十七の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

7 福岡県公立学校職員の産業教育手当に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第一号）第二条の規定に基づき、県立学校の産業教育手当の支給を受ける職員を認定すること。

8 児童手当法第十七条第一項の規定によって読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること。

別表十四県立学校長の項第七項に次の二号を加える。

3 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免等を行うこと。

4 県立学校の寄宿舎管理人の任免等を行うこと。

（福岡県教育委員会統計事務調整規程の一部改正）

第二条 福岡県教育委員会統計事務調整規程（平成十一年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

「企画調整課長」を「総務課長」に改める。

第三条第一項中「教育企画部」を「総務部」に改める。

第五条第三項中「企画調整課」を「総務課」に改める。

様式第二号中「教育企画部」を「総務部」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県立学校校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県立学校校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県立学校校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二項を次のように改める。

二 県立学校教職員（以下「職員」という。）の諸手当の認定に係る次に掲げる事務に関すること。

ただし、第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定は、教育職給料表適用者にも適用する。

1 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（以下「給与規則」という。）第十条の規定に基づき、職員の扶養親族届に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

2 給与規則第十一条の二の規定に基づき、職員の扶養親族が扶養親族たる用件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

3 給与規則第十二条の六の規定に基づき、職員の住居届を受理し、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。

4 給与規則第十二条の十の規定に基づき、職員が住居手当の支給を受ける用件を具備するかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

5 給与規則第十二条の十五の規定に基づき、職員の通勤届を受理し、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。

6 給与規則第十二条の十六の規定に基づき、職員のうち交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を認定すること。

7 給与規則第十二条の二十七の規定に基づき、職員が通勤手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを随時確認すること。

8 給与規則第十二条の三十四の規定に基づき、職員の単身赴任届を受理し、支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

9 給与規則第十二条の三十七の規定に基づき、職員が単身赴任手当の支給を受ける要件を具備するかどうか及び単身赴任手当の月額が適当であるかどうかを随時確認すること。

すること。

10 産業教育手当の支給を受ける職員を認定すること。

11 児童手当法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、職員の児童手当の受給資格及び児童手当の額を認定すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条第二号へ中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第十九条第一号中「生涯学習等」を「生涯学習等及び文化」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

指定した施設の表赤池町の項中

赤池保育園

赤池町大字赤池二九二番地

を

同和対策中央研修所

〃 大字赤池九七〇番地四

に、

市場保育園

〃 大字市場八七六番地

を

市場教育集会所

〃 大字市場八七六番地一

に

改める。

福岡県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

福岡県選挙管理委員会規程第一号

福岡県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

福岡県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成四年福岡県選挙管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成四年福岡県条例第二号）」を「（平成十六年福岡県条例第五十七号）」に、「（平成四年福岡県規則第七十四号）」を「（平成十七年福岡県規則第二十七号）」に改める。

附則

この規程は、この公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、第三条第一号中「チを削り、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。」

ホ 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。

第三条第一号中「リをヌとし、チの次に次のように加える。」

リ 人事行政の運営等の状況の公表に関すること。

第四条第一号中「ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。」

ト 職員の苦情処理に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護

条例施行規則

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成四年福岡県人事委員会規則第二十号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県

人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総務事務集中化準備室の公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査」を「総務事務センターの公務災害補償担当の企画主幹又は企画主査」に、「国立博物館対策室、高度情報政策課、ねんりんピク室、監視指導課及び国民文化祭室の企画主幹又は企画主査（人事又は服務を担当するものに限る。）」を「国立博物館対策室、高度情報政策課、ねんりんピク室及び監視指導課の企画主幹又は企画主査（人事又は服務を担当するものに限る。）」に改め、同表教育委員会事務局の項中「企画監」を「企画監 企画広報監」に改める。

別表第二東京事務所の項中「副所長」を「副所長 企画監」に改め、同表大阪事務所の項を削り、

消 防 学 校	校長
---------	----

を

消 防 学 校	校長
アジア文化交流センター	所長 副所長

に、

計 量 検 定 所	所長 次長 総務課長
-----------	------------

を

計量検定所	所長 次長 総務課長
大阪事務所	所長

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十八号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十六年福岡県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第五十八条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十七第一項中「第一項第四号及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め

、同条第二項を削る。

第十二条の二十三第一項本文中「職員の区分」を「区間」に改め、同条同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 第十二条の十九第一項第一号に掲げる区間 通用期間一箇月の定期券の価額

二 第十二条の十九第一項第二号に掲げる区間 通用期間一箇月の定期券の価額

三 第十二条の十九第一項第三号に掲げる区間 その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃の額

第十二条の二十三第二項を削る。

第十三条の五の次の一条を加える。

（勤務一時間当たりの給与額の算出基礎となる手当）

第十三条の六 県職員給与条例第十八条、警察職員給与条例第十七条及び学校職員給与条例第十八条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額の合計額とする。

一 初任給調整手当

二 特殊勤務手当（教育職員のみを支給対象とする手当以外の手当のうち、その額が月額で定められているものに限る。）

三 農林漁業普及指導手当

四 へき地手当（学校職員給与条例第二十三条の四の規定によるこれに準ずる手当を含む、給料の月額に対するものに限る。）

第十九条の四第一項第一号へ中「五級」を「四級」に改める。

自動車その他の原動機付の交通用具	円	4,100
自動車その他の原動機付の交通用具	円	3,300
		5,100
		6,100
		7,100
		8,200
		4,300
		5,400
		6,400
		7,500

別表第一中

9,200	8,500
10,200	9,600
11,200	10,600
12,300	11,700
13,300	12,700
14,300	13,800
15,300	14,800
16,400	15,900
17,400	16,900
18,400	18,000
19,400	19,000
20,500	20,100
21,500	21,100
22,500	22,200
23,500	23,200
24,600	24,300
25,600	25,300
26,600	26,400
27,600	27,400
28,700	28,500
29,700	29,500
30,700	30,600
31,700	31,600
32,800	32,700
33,800	33,700

を に改める。

別表第一の備考第一項中「33,800円」を「33,700円」に改める。
 別表第二教育職給料表(一)の項中「2級」を「1級」及び「3級」を「2級」及び「4級」を「3級」及び「5級」を「4級」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

本庁	検査員(乙) 農業専門技術員(乙) 水産業専門技術員(乙) 車庫長 監視長	室長補佐 課長技術補佐 室長技術補佐 企画主幹 監察員 検査員(甲) 水産業専門技術員(甲)	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 職員長 国立博物館 対策長 県立病院 策長 農地整備 策長	土木審議監 出納事務局長 理事 技監
----	---	--	---	---	-----------------------------

を

本庁	検査員(乙) 専門技術指導員(乙) 車庫長 監視長	室長補佐 課長技術補佐 室長技術補佐 企画主幹 監察員 検査員(甲) 専門技術指導員(甲)	室長 副課長 副室長 監察監 企画広報監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 検査監 建設監理監	局長 秘書室長 技術次長 職員長 国立博物館 対策長 県立病院 策長 農地整備 策長	土木審議監 出納事務局長 理事 技監
----	------------------------------------	---	---	---	-----------------------------

を

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

東京事務所	課長		総務課長	副所長		所長
大阪事務所	副長		次長		所長	
県税事務所	係長		課長 課長補佐 税務主幹	所長 副所長		

㊦

東京事務所	課長		総務課長	副所長 企画監		所長
県税事務所	係長 副長		課長 課長補佐 税務主幹	所長 副所長		

㊦

消防学校	副長		副校長 課長	校長		
保健福祉環境事務所	係長 副長 保護指導員		課長 課長補佐 保護主幹 医務主幹	所長 副所長 環境長		

㊦

消防学校	副長		副校長 課長	校長		
アジア文化交流センター			課長	副所長		所長
保健福祉環境事務所	係長 副長 保護指導員		課長 課長補佐 保護主幹 医務主幹	所長 副所長 環境長		

㊦

計量検定所	副長		次長 課長	所長		
-------	----	--	----------	----	--	--

㊦

工業技術センター	副長		課長	部長	副所長	
----------	----	--	----	----	-----	--

㊦

計量検定所	副長		次長 課長	所長		
大阪事務所	副長		次長		所長	
工業技術センター	副長		課長	部長	副所長	

㊦

農業総合試験場	副長		次長 課長	部長		
---------	----	--	----------	----	--	--

㊦

農業総合試験場	副長		次長 課長	部長 分場長	場長 副場長	
---------	----	--	----------	-----------	-----------	--

㊦

森林林業技術センター	林業専門技術員 (乙)		課長 林業専門技術員 (甲)	部長		
------------	----------------	--	----------------------	----	--	--

㊦

森林林業技術センター	専門技術指導員 (乙)		課長 専門技術指導員 (甲)	部長		
------------	----------------	--	----------------------	----	--	--

㊦

本庁	指導主事 (乙) 社会教育主事 (乙)		課長技術補佐 企画主幹 広報公聴主幹 指導主事 (甲) 社会教育主事 (甲) 人事管理主事 (乙)	副課長 企画監 主幹指導主事 主幹社会教育主事 人事管理主事 (甲)	部長	教育次長 理事
----	------------------------------	--	---	---	----	------------

本庁	指導主事 社会教育 主事 (乙)	課長技術補 佐 企画主幹 広報公聴主 幹 指導主事 主事 (甲) 社会教育主 事 (甲) 人事管理主 事 (乙)	副課長 企画広報監 企画監 主幹指導主 事 主幹社会教 育主事 人事管理主 事 (甲)	部長	教育次長 理事
----	---------------------------	---	--	----	------------

改める。

別表第一ロ乙表中

保健福祉環 境事務所		困難な業務を処理す る課長及び甲表2級の 欄に掲げる職	困難な業務 を処理する所 長
---------------	--	-----------------------------------	----------------------

を

保健福祉環 境事務所		困難な業務を処理す る課長及び甲表2級の 欄に掲げる職	困難な業務 を処理する所 長及び甲表3 級の欄に掲げ る職
---------------	--	-----------------------------------	---

に改める。

別表第四ロ乙表中

共通	困難な業務を処理す る別表第4の甲表4級 の欄に掲げる職	困難な業務を処理す る別表第4の甲表5級 の欄に掲げる職	
----	------------------------------------	------------------------------------	--

を

共通	困難な業務を処理す る別表第4の甲表4級 の欄に掲げる職 (技術 主査については、保健 師又は助産師に限る 。)	困難な業務を処理す る別表第4の甲表5級 の欄に掲げる職	
----	---	------------------------------------	--

に改める。

に

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(職務の級の経過的特例)

2 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第三十六号)附則第二項の人事委員会規則で定める職務の級は、五級とする。

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の給料の調整額の経過措置を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の給料の調整額の経過措置を定める規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の給料の調整額の経過措置を定める規則(平成十四年福岡県人事委員会規則第三十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の給料の調整額の経過措置を定める規則

第一条中「附則第十一項」を「附則第十二項」に改める。

第二条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第三十三号。以下「平成十七年改正給与条例」という。)による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の教育職給料表(一)

の適用を受ける職員の新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給についての前項の規定の適用については、新給与条例の教育職給料表(一)の職務の級の二級、三級、三級又は四級及びこれらの職務の級における号給を、それぞれ平成十七年改正給与条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の教育職給料表(一)の職務の級の二級、三級、四級又は五級及び当該号給と同じ号数であるこれらの職務の級における号給とみなす。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十二号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中

東京事務所	所長	一種
大阪事務所	副所長	四種
所長	二種	
県税事務所	副所長	三種
副所長	五種	
消防学校	校長	三種
歯科大学附属歯科衛生学院	学院長	五種

を

東京事務所	所長	一種
副所長	企画監	四種
所長	三種	
県税事務所	副所長	五種
副所長	三種	
消防学校	校長	三種
アジア文化交流センター	副所長	一種
歯科大学附属歯科衛生学院	学院長	五種

に、

計量検定所	所長	三種
所長	一種	
副所長	二種	
工業技術センター	企画管理部長	三種
副所長	二種	
企画管理部長	研究所長	三種

を

計量検定所	所長	三種
所長	二種	
大阪事務所	副所長	一種
所長	二種	
工業技術センター	企画管理部長	三種
副所長	二種	
企画管理部長	研究所長	三種

に改

め、同表教育委員会の項中

副課長	企画監	主幹指導主事	主幹社会教育主事	人事管理主事
-----	-----	--------	----------	--------

を

副課長	企画広報監	企画監	主幹指導主事	主幹社会教育主事	人事管理主事
-----	-------	-----	--------	----------	--------

に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十三号

福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例の施行に関する規則の一部を

改正する規則

福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県職員の農林漁業改良普及指導手当に関する条例の施行に関する規則

第一条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二条第一号本文中「法」という。第十四条の二第一項を「この号において「法」という。」第八条第一項に、「専門技術員及び改良普及員であつて、専門技術員にあつては次のイ又はロに、改良普及員にあつてはハ又はニに」を「普及指導員であつて、次のイ又はロに」に改め、同号イ中「専門技術員資格試験に合格した者」を「普及指導員資格試験に合格した者（従前の専門技術員資格試験に合格した者を含む。）」に改め、同号ロ中「法第十四条の二第一項に規定する専門技術員若しくは改良普及員であつた期間」を「法第八条第一項に規定する普及指導員であつた期間（従前の専門技術員又は改良普及員であつた期間を含む。）」に改め、同号ハ及びニを削る。

同条第二号本文中「以下「法」を「以下この号において「法」」に、「林業専門技術員及び林業改良指導員であつて、林業専門技術員にあつては次のイ又はロに、林業改良指導員にあつてはハ又はニに」を「林業普及指導員であつて、次のイ又はロに」に改め、同号イ中「林業専門技術員資格試験に合格した者」を「林業普及指導員資格試験に合格した者（従前の林業専門技術員資格試験に合格した者を含む。）」に改め、同号ロ中「昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号」を「平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号」に改め、同号ハ及びニを削る。

同条第三号本文中「水産業専門技術員にあつては次のイからハまでのいずれかに、水産業改良普及員にあつてはニからハまでのいずれかに」を「職員は、水産業普及指導員であつて、次のイ又はロに」に改め、同号イ中「水産業専門技術員資格試験に合格した者」を「水産業普及指導員資格試験に合格した者（従前の水産業専門技術員資格試験に合格した者を含む。）」に改め、同号ロ中「卒業した者」の下に「（外国の大学（短期大学を除く。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者を含む。）」を加え、「若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員」を「水産業普及指導員（従前の水産業専門技術員又は水産業改良普及員を含む。）」に、「期間が」を「期間が、」に改め、同号ロ(1)中「試験研究機関」を「試験研究機関又は」に改め、「又は別表に掲げる試験研究機関」を削り、同号ロ(2)中「別表に掲げる教育機関」を「財団法人漁村教育会

全国漁業協同組合学校」に改め、同号ハからハまでを削る。

別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(普及指導員に関する経過措置)

2 農業改良助長法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十三号。以下この項において「改正法」という。）の施行前に都道府県が条例で定めるところにより行つた改良普及員資格試験に合格した者は、改正法の施行後三年間は、この規則による改正後の福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第二条第一号イに規定する普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(林業普及指導員に関する経過措置)

3 森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号。以下この項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に都道府県が条例で定めるところにより行つた林業改良指導員資格試験に合格した者は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後三年間は、新規則第二条第二号イに規定する林業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(水産業普及指導員に関する経過措置)

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の福岡県職員の農林漁業改良普及手当に関する条例の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）第二条第三号ニに規定する都道府県が行う水産業改良普及員資格試験に合格した者は、この規則の施行後三年間は、新規則第二条第三号イに規定する水産業普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

5 旧規則別表に掲げる北海道漁業協同組合学校については、平成二十一年度までは、新規則第二条第三号ロに規定する教育機関に含むものとする。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県職員の子児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の子児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の第三第二項第二号中「第十六条第三号から第五号までに」を「第十六条第三号及び第四号に」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十五号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（給料月額の切替え）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第二号）附則第二項第三号及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第三十三号）附則第四項第三号の規定の適用を受ける職員の平成十七年四月一日（以下「切替日」という。）における号給又は給料月額

（以下「新給料月額」という。）は、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

- 一 切替日の前日に受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同じ額が、切替日における職務の級における最高の号給の給料月額にその最高の号給と同一号給下位の号給との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額（以下「枠外の給料月額」という。）のうちにあるときは、その額
- 二 旧給料月額が、切替日における職務の級における枠外の給料月額のうちになくときは、枠外の給料月額のうち旧給料月額の直近下位の額（その額が枠外の給料月額

のうちになくときはその職務の級の最高の号給）

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第三項ただし書に規定する職員の新給料月額は、切替日の前日においてその者が受けていた給料月額と同じ額とする。

（期間の通算）

第三条 前二条の規定により新給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）第七條第六項ただし書若しくは福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）第八條第六項ただし書又は福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年福岡県条例第三号）附則第二項若しくは第三項若しくは福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年福岡県条例第十四号）附則第二項若しくは第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八條第三項及び第四項」を「第八條第三項及び第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則（昭和四十四年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三項及び第四項」を「第八条第三項及び第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員団体の登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第二十八号

職員団体の登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の手續等に関する規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第十三項第一号中「第五条第二項」を「第七条第三項」に、第十三項第二号中「第六条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第十三項の次に次の一項を加える。

課名	事項
十四	福岡県人事行政運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）に基づく次の事務
1	第二条の規定により、知事に対し、人事行政の運営の状況を報告すること。
2	第四条の規定により、知事に対し、人事委員会の業務の状況を報告すること。

別表第一給与公平課の項第九項第一号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、第三十項中「平成十五年福岡県人事委員会規則第二十五号」を「平成十七年福岡県人事委員会規則第二十五号」に、「第二条」を「第三条」に改め、第三十二項中「福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給与の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の給与の調整額の経過措置を定める規則」を「福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給与の調整額に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の給与の調整額の経過措置を定める規則」に改め、第三十五項を第三十六項とし、第四項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

課名	事項
四	職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年福岡県人事委員会規則第三号）に基づく次の事務
1	第三条第二項の規定により職員相談員を指名すること。
2	第四条第一項の規定により、指導、あっせんその他の必要な措置を行うこと。
3	第四条第二項の規定により、事案の処理を打ち切ること。
4	第六条の規定により、概要及び処理状況について記録を作成すること。

別表第二 一 委員会の権限に属する事務のうち主務課長に専決させる事項の表給与公平課の項中、第十五項を第十六項とし、第四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ

、第三項の次に次の一項を加える。

課名	事項
給四職 課平公与	職員からの苦情相談に関する規則に基づく次の事務
1	第五条の規定により、事情聴取、照会その他の調査を行うこと。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第2号

事務局

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

福岡県人事委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第4号）の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。



福岡県監査委員告示第一号

福岡県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県監査委員 福本義雄

同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

福岡県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程

福岡県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成四年九月福岡県監査委員告示第二号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県監査委員訓令第1号

福岡県監査委員事務局

福岡県監査委員事務局が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県監査委員	福本義雄
同	市村昭三
同	進谷庸助
同	入江種文

福岡県監査委員事務局が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

福岡県監査委員事務局が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第4号）の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

収用委員会

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県収用委員会会長 高田 桂 一

福岡県収用委員会規則第一号

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護

条例施行規則

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成四年福岡県収用委員会規則第一号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県収用委員会訓令第一号

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県収用委員会会長 高田 桂 一

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する

規程

福岡県収用委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第四号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

労働委員会

福岡県労働委員会会議運営規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会規則第一号

福岡県労働委員会会議運営規則

（目的）

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十六条第二項の規定に基づき、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。）に定めるもののほか、福岡県労働委員会（以下「労働委員会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（総会の種類）

第二条 労働委員会の総会は、定例総会、臨時総会及び労委規則第四条第五項に規定する会長及び会長代理を選挙するための総会とする。

（定例総会）

第三条 定例総会は、毎月二回開催することを原則とする。

（臨時総会）

第四条 臨時総会は、労委規則第四条第二項の規定に基づき次の各号に掲げる場合に開催する。

- 一 総会で議決したとき。
- 二 知事から請求があったとき。
- 三 三人以上の委員（使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上を含む。）から請求があったとき。
- 四 その他会長が必要と認めるとき。

2 前項第二号又は第三号の請求をする場合には、総会の付議事項及び希望期日を少なくともその期日の七日前までに会長に通告しなければならない。

(総会の招集)

第五条 会長が前二条の総会を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほかは、少なくとも五日前までに付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
(公益委員会議)

第六条 労委規則第三条第一項第二号に規定する公益委員会議は、毎月二回定期的に開催するほか、会長が必要に応じて招集したときに開催する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会規則第二号

福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規則

福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)の規定に基づく福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等については、知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成十三年福岡県規則第五十一号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会規則第三号

福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととして

いる手続等及び規程の規定(条例に基づくものを除く。)に基づいて福岡県労働委員会に対して行うこととされ、又は福岡県労働委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年福岡県規則第二十五号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会規則第四号

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則

福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の規定に基づく福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成十七年福岡県規則第二十七号)の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会告示第二号

福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規程等を廃止する告示を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規程等を廃止する告示次に掲げる告示は、廃止する。

1 福岡県労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（昭和六十一年八月福岡県地方労働委員会告示第一号）

2 福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成四年九月福岡県地方労働委員会告示第一号）

3 福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月福岡県地方労働委員会告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県労働委員会訓令第一号

福岡県労働委員会事務局

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県労働委員会会長 菊池 高志

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程

福岡県労働委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第四号）の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

十七内水管委告示第一号

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成四年福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

筑前海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会

福岡県豊前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十七年四月一日

筑前海区漁業調整委員会 会長 大内 康 敬

福岡県有明海区漁業調整委員会 会長 小原 博 義

福岡県豊前海区漁業調整委員会 会長 中川 紀 雄

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行

規程（平成四年筑前海区漁業調整委員会告示第一号、平成四年福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号、平成四年福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規程の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

企業局

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県企業管理者 原 田 瑞 穂

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護

条例施行規程

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成四年福岡県企業局管理規程第五号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程

福岡県企業管理者が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等については、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置等に関する規程（平成十七年福岡県訓令第四号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業管理者 原 田 瑞 穂

発行

福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部)行政経営企画課

印刷
販売

福岡市博多区吉塚五丁目一三番四〇号
松影堂印刷株式会社

定価

一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)